

1. 件名：「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング(再処理施設(2-134)、
廃棄物管理施設(109)、MOX燃料加工施設(2-89))」
2. 日時：令和5年12月20日(水) 10時00分～12時20分
3. 場所：原子力規制庁 10階会議室 (TV会議により実施)
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部
核燃料施設審査部門
(原子力規制部新基準適合性審査チーム)
古作企画調査官、大岡主任安全審査官、藤原主任安全審査官、新井安全
審査官、山口係員
日本原燃株式会社 再処理事業部 新基準設計部 部長 他5名
関西電力株式会社 原子力事業本部 担当職
5. 要旨
 - (1) 日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)からの令和5年12月14日提出資料に基づき、溢水及び化学薬品の漏えい防護に係る評価要求と構造設計等の設計項目の整理について確認を行った。
 - (2) 日本原燃から、主に、以下のとおり対応する旨回答があった。
 - ・ 溢水により安全機能を損なうおそれのある機器等や屋外の溢水源とする機器等のうち、溢水評価の対象外とするものについては、対象外とする理由に加えて、その技術的根拠を明確にして説明する。
 - ・ 使用済燃料貯蔵プール・ピット等のスロッシング評価については、評価上期待する溢水対策設備の配置方針や許可との整合性を踏まえたモデル化の考え方を整理する。
 - ・ 化学薬品の漏えいによる損傷防止の設計項目の整理については、有毒ガス防護に対する設計の展開先が明確になるよう他条文との関係を整理する。
6. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

7. その他
提出資料
なし

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和4年12月26日）
「日本原燃（株）から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の認可申請を受理」
https://www.nra.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000120.html
- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和4年12月26日）
「日本原燃（株）から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」
https://www.nra.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000121.html
- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和4年12月26日）
「日本原燃（株）から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」
https://www.nra.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000122.html
- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和4年12月26日）
「日本原燃（株）から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」
https://www.nra.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000123.html
- ・ 日本原燃株式会社 高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター 規制法令及び通達に係る文書（令和4年12月26日）
「日本原燃（株）から特定廃棄物管理施設の設計及び工事の計画の認可申請を受理」
https://www.nra.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000124.html
- ・ 日本原燃株式会社 MOX 燃料工場 規制法令及び通達に係る文書（令和5年2月28日）
「日本原燃（株）から再処理事業所 MOX 燃料加工施設の設計及び工事の計画の認可申請を受理」
https://www.nra.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000242.html
- ・ 日本原燃株式会社 MOX 燃料工場 規制法令及び通達に係る文書（令和5年2月28日）
「日本原燃（株）から再処理事業所 MOX 燃料加工施設の設計及び工事の計画

の変更の認可申請を受理」

https://www.nra.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000243.html

・ 令和5年12月14日

「日本原燃(株)再処理施設、MOX 施設、廃棄物管理施設の設工認申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	はい、わかりました。それではただいまから日本原燃とのヒアリングを開始しますと本日のヒアリングは令和4年12月26日に申請があった再処理施設と廃棄物管理施設、また令和5年2月28日に申請があったMOX燃料加工施設の設工認申請について、
0:00:20	教え資料をもとにヒアリングにて事実確認を行うものになります。
0:00:24	まずは規制庁側の出席者を紹介いたしますと本庁会議室からコサクアライ。
0:00:31	ヤマグチ。
0:00:33	とその他WEBからオオオカフジワラ。
0:00:36	以上になります。
0:00:38	それでは日本原燃の方から出席者の紹介をお願いします。
0:00:43	はい。日本原燃事務局の中浜です。
0:00:47	日本原燃側の出席者紹介いたします。
0:00:50	Steeringチームより、
0:00:53	タカヤイングロイシハラ。
0:00:56	あとサポートメンバーといたしまして、タナカフジベ。
0:01:01	溢水薬品チーム、及び最初の事務局参加させていただいてございます。
0:01:09	参加者以上となります。よろしく申し上げます。
0:01:12	今日そこら辺は、
0:01:14	ツチヤヤマグチです。それでは原燃から説明をお願いしたいんですけども、あと今回資料、101ページ、って資料構成としては本文その後ろに論点として3項目野瀬。
0:01:28	説明後一斉の設計項目整理薬品の整理、最後に階層整理の図っていうのがあるんですけども、それぞれの資料の目的と進め方とか含めて、
0:01:39	説明をしていただければと思います。お願いします。
0:01:47	はい。日本原燃の高屋でございます。12月14日に提出させていただきました水及び化学薬品の
0:01:55	防護に係る評価要求と構造設計等の設計項目の整理についてということでご説明いたします。
0:02:01	この全体の構成といたしましては、前回のヒアリングを踏まえまして、設計グループ2に係る案、12条、13条のDBの指標分、
0:02:12	の行動設計法の設計項目の整理というところで、全体を整理、説明をさせていただきたいと思います。
0:02:20	その中でですね衛藤先ほどもおっしゃっていただきました別紙1、1-11-21-3というところにつきましては、

0:02:30	対応のところにも記載している通り、BSあと資料 3 資料 4 というところのどこに紐づくのかというところを明確にさせていただいて、それぞれ何を説明するかというところを明確にすると。
0:02:43	いうところでございます。ですので全体としての設計項目の整理というところで、それぞれの項目についてご説明をさせていただきたいというふうに思います。
0:02:54	江藤。まず、本文 1 ページ目の 2、2 ポツ、添付 1 ですが、青で書かせていただいておりますが前回竜巻等のヒアリングでもですね、
0:03:05	階層整理後は前回のヒアリングでも言われておりましたところ、要求事項の関連性というところを明確にいたしました。参考資料 1 というところで整理をさせていただいております。
0:03:17	こちらを踏まえてですね少しやっぱり冒頭宣言というところで立て付けを変更しているところがありますのでそこは後程ご説明をさせていただきたいというふうに思います。
0:03:28	衛藤、2 ページ目でございます。ここからですね主な整理結果というところで、これまでのいただいているコメントも踏まえてですねどうい、どういった内容を資料 3、資料 4 で示していくかというところを、
0:03:42	うちの方で記載させていただいてるということでございます。
0:03:46	衛藤、別紙に繋がる場所だけ簡単に申し上げますと
0:03:52	菅最初の評価条件のところにつきましては、被水防護対象設備の母集団の整理、あとは対象設備が漏れたというところの原因と対策というところを説明して、
0:04:05	どのような考え方で整理していくかというところを記載をさせていただいてく、いただいております。
0:04:11	その中でですね、SAの整理というところにも前回コメントいただきましてそ、そちらにつきましては、同様の整理をさせていただいておりますが説明グループ 2 の共通中に合わせて、
0:04:24	ご説明をさせていただきたいなというふうに考えてる次第でございます。
0:04:28	衛藤あと 2 ページ目に、につきましては、
0:04:33	水墨画のですね破損形状のところ、資料 3 で何を示して資料を読んで何を示すかというところ、あと下の方にですね 2 ポツで消火設備の扱いというところも記載させていただいておりますが、
0:04:46	記載の通りで割愛をさせていただきます。
0:04:50	3 ページ目でございますが、その他溢水というところにつきましては、屋外の水源の母集団というところを示した上でですね、何を水量として考慮していくかというところを評価条件を明確にするということで、
0:05:05	ここまでが資料 3 というところでご説明をさせていただきたいなと。

0:05:09	いうところでございます。加えてですねこの基本設計を、項目、その他の溢水全体に関してはですね、自然現象機器ドレン増床とか、そういうところにもありますが、
0:05:21	そちらにつきましては共通 12 の方ですね、合わせて資料 3 と 4 というところで、内容を明確にさせていただきたいなというふうに思っております。こちらSnについても同様の整理をさせていただきたいと。
0:05:33	いうふうに思います。
0:05:34	続いて 3 ページ目の下呉の部分ですが、溢水防護区画経路に関してはですね資料 3 というところで、DBのバウンダリーというところの考慮、あとは溢水防護区画ごとの溢水量の伝播というところの、
0:05:48	整理の資料、
0:05:51	評価を資料 4 ですと、それに伴って実際に配置構造というところを、資料 3 で説明するというところをやっております。ここではですねこれまでありました滞留面積とか床勾配というところの考慮、
0:06:05	についても
0:06:07	資料 3 というところでご説明をするというところを明確にさせていただきました。
0:06:12	そのあと 3 ページ目以降につきまして評価のところ、これまでいただいている条件影響評価の話、あと不確かさ端数処理というところについても、
0:06:23	保守的にしてるところについて資料 4 というところで御示するというところを明確にしているものでございます。
0:06:30	それあとローン、論点としまして三つ目になりますがプールの止水板と負担の設計というところは、後程別紙の 1-3 というところでご説明する。
0:06:41	ここについてはSAにおける 36 条 42 条についても、資料 3 で同じところもでございますので差分を示しつつ、全体を整理、
0:06:53	整理ささせていただいたというところでございます。
0:06:57	対策設備につきましてもそれぞれ詳細にオーダー資料 3、4 で示すというところが記載できていなかったのもので、記載をさせていただきました。
0:07:07	その中でですね前回論点として挙げさせていただいた漏えい検知に関する動作とか、タンクピットの液位ケーブル検知と。
0:07:16	いうところにつきましては本来今回別紙というところでお示しさせていただきたいなと思っておりましたが、過去の設計の整理というところまではできているものの、少し資料かというところが、
0:07:29	間に合わなかったというところでもきちんとシステム情報を含めて、資料 3 で今後お示しさせていただきたいなというふうに思って

	おります。そのタイミングに関しましては今後の進め方次第にはなりますが、
0:07:43	共通 12 の中でも僕は明確にさせていただくかなというふうに今考えている次第でございます。
0:07:50	あと最後、化学薬品の方につきましてはですね、一つ主な整理結果として青字で書かせていただいておりますがナンバー44
0:08:00	機器手動ボックス二重化における基準地震動 S_s による地震力に対する設計というところについて、こちらの個別項目として基本設計方針の方には記載が今のところないので、
0:08:13	ここは前の日記載が必要というところを含めてちょっと共通 12 で整理をさせていただくということを明確にさせていただいております。
0:08:21	本文については以上でございます。別紙につきましては全体の流れ先ほどご説明した内容というところ記載内容というのが記載されていますので、ご覧説明というところはございませんが、
0:08:34	一部、少し記載の誤りがありますのでそこだけ、あらかじめ、
0:08:41	訂正させていただきたいというふうに思っております。7 ページ目をご覧ください。
0:08:48	7 ページ目でですね基本設計方針を 1.2 というところで書かせていただいております。枠で囲んでいるところですが、この記載があのですね後程ある添付資料の 1、P ページとしては、全体としては 44 ページに該当しますが、
0:09:04	その記載と少し記載が違っているというところでございます。新しくは添付 1 の方を正として
0:09:15	A、
0:09:16	今度進めていくというところで考えております。ここはちょっと修正がある時、反映できてなかったということで申し上げたいと思います。
0:09:24	はい。
0:09:27	続きましてちょっとページ飛びまして別紙の 1 になりますが 16 ページをご覧ください。
0:09:34	16 ページについても同様の
0:09:37	ですが 53 ページのですね添付資料 1 のところの基本設計方針と少し記載が異なっているというところここははんすが、設計なのか設計情報なのかというところを、
0:09:50	明確にした語尾の記載の修正というところがちょっと反映できていないというところでございます。

0:10:00	続きまして 24 ページをご覧ください。別紙 1-2 の中でですね、考慮すべき起因事象の整理結果というところで地震基準による溢水というふうに書いております。
0:10:13	小コウでですねこの記載っていうのがもう、前回のヒアリングから修正がきちんとできていなかったというところが気づきまして、この表 2.4 というところも全然違う資料ですし、
0:10:26	ちょっとこの全体の数、量というところについても、前回、考えていた対象外も含めての料金になりますので、ここはちょっと修正をする、
0:10:38	になるというところでございます。
0:10:44	続きまして土佐さん 11 ページ目をご覧ください。
0:10:51	別紙 1 でございますが、衛藤アベ氏ニシノさんでございますが、プールのスロッシングのところですね一番下、2、
0:11:02	(2)で地震後の燃料貯蔵の 9 ピットの水位の評価っていうところで米印が書いております。これがですね※が 2 と 3 というふうに書いておりますが、実際上に引っ張られてちょっと続きではなくなってですね
0:11:17	※1、下に書いてある※1※2ということになりますので、※2 というところに記載してるものは※1、※3 と記載してるものは※2 というところで、
0:11:27	修正をさせていただきます。
0:11:32	はい。
0:11:34	で、
0:11:39	はい、そういう。
0:11:41	これ、ただ、添付資料 1、44 ページ目以降でございます。こちらにつきましては青字で記載をさせていただいてるところが修正点にはなりますが、
0:11:51	その中でですね階層を整理したというところについては、一番はですねとに、基本設計方針の 2 番と 5 番というところがですね、レンジ
0:12:03	連番でですね、そのあとの評価とかに記載されていましたが、あくまでもやはりここでちゃんと対象 2 番でですね、
0:12:12	SA防護対象設備として対象を明確にした上で 5、基本設計方針の 5 番の評価に繋がるというところ、ここが連番であるというところも少し階層的におかしいなというところも気づきましたので、
0:12:26	そこは 2 番から 5 番に飛ばした上で、5 番から全体の評価というところに、飛ばさしていただいたというものでございます。
0:12:34	ここは代表として直したところでございます。
0:12:40	で、

0:12:42	あとは全体的に青字の部分でいうところが今回修正をさせていただいたところ、少し角が多いですが、語尾として設計なのか設計情報なのかというところを明確にさせていただいたという修正。
0:12:55	あとは、前回のコメントをいただきましてですね建物構築物で記載するのか行い規範される記載するのかといったところを、ちょっと具体的に修正をさせていただいたというものでございます。
0:13:09	この後ですね 74 ページ目以降でございますが、化学薬品の漏えいに関する記載というところでございます。
0:13:18	ここに関しましてはですね一つ注目設計法、76 ページ目でございますが、基本設計方針の 11 番。
0:13:27	においてですね誘導活動に係る謀臣っていうところで運搬ルート運搬先の配置っていうところ、ここについてはですね今後タンクローリーとかのですね、運搬ルートっていうところにパパパッときますのでここはきちんと海中をお示しするというところを、
0:13:42	記載を加えさせていただいております。
0:13:46	あと、
0:13:48	あとですねそのあと、個別の項目でございますが、対策設備につきまして、これも前回いただいたコメントの中でですね、
0:13:58	この対策設備として化学薬品の防護対象対策設備を使用するかどうかというところについて、記載を明確にすることということで、
0:14:12	言っていただきましたのでそこでそれぞれの番号につきまして、今回設置しないと考えているところにつきましては、矢印を踏まえてですね、青字で記載をさせていただいているというものでございます。
0:14:25	はい、本日説明内容は以上でございます。
0:14:30	はい。規制庁山口です。
0:14:33	説明ありがとうございますちょっと確認させていただきたいんですけども、まずちょっと、
0:14:40	まず全体的な話で、進め方的なところにもなるんですけども、今溢水薬品でやってることは共通 12 の前に、
0:14:49	やることとして設計項目。
0:14:52	を整理しつつ後は、個別の運轉的なところは、設計項目を明確する、明確にするために、先に方針を確認ということ出してると思うんですけども、
0:15:08	この次のステップというか次、共通 12 への展開とかあとそのSA、
0:15:16	どう、
0:15:17	いう状況なのかとか、そのあたり、
0:15:21	説明いただけますでしょうか。

0:15:28	はい。日本原燃の高井でございます。
0:15:31	今後の進め方、説明グループに全体というところで認識をしましたが、共通 12 を作成する上で設計項目の整理これまでやらせていただきました。前、
0:15:45	この後、今週のですね日、
0:15:49	らラップアップの方でも審査会合のラップアップにおっしゃっていただいた通り今後それを設計項目の整理をずっと続けるのが共通順位として整理して、
0:15:59	明確にここをお答えするのかっていうところは整理をさしていただいているところでございます。基本的にはですね個人的な、
0:16:09	限界としては、今後瀬古の設計項目目目ですね
0:16:15	共通 12 の資料 1 から 3 というところを整理してお示して、
0:16:20	ご説明するのが良いのかなというふうには考えております。またSAというところについても溢水に関しては同様の整理を行っているところでございます。
0:16:31	少しスピード感というかこれまでSN続いた説明できていないですが、できるだけ強調するかそれから後は、
0:16:41	差分をどういうタイミングで示していくかというところは社内で調整をさせていただきたいなというふうに考えているところでございます。
0:16:50	すいません。以上でございます。
0:16:52	規制庁山口です。
0:16:54	Dについては、
0:16:56	ある程度の設計項目の整理っていうのは進んできて共通 12 への展開、
0:17:02	提出っていうのも視野に入れて整理進められるということで、
0:17:06	SAの方なんですけども、あとグループ、例えばグループ 1 でいうと、今はそのSAの要求事項の紐づけていうのを、
0:17:15	やられててそれに一斉はまだ入ってないんだっただんですけども、その辺りて、
0:17:22	グループイシタな関係どう追従していくかとかって、
0:17:26	具体的に考えがあれば、
0:17:34	日本下水道でございます。
0:17:37	現状すいませんこちらの 1 人も含めて、なかなか並行してやるのは難しい状況になってます。ただグループ 1 でやっていることと同じことを、SEグループに対してもやる必要があるという認識のもとに作業計画を今
0:17:55	順次進めようと思っているところです。
0:17:57	特にグループ 2 の溢水化学薬品の漏えいは、

0:18:05	応募対象とか設備だけを相手にしない、SA特有で見なきゃいけない、操作場所とかアクセスルートですねそういったものも含めて、
0:18:15	エントリーした上でそれに対してそれぞれの設計を網羅的に紐付けをしていくという作業も必要ですのでそういった認識のもとに今グループ1をまず重点的にやったら、
0:18:27	グループについてもそのあとでできるような準備を進めているというところでございます。
0:18:33	規制庁山口です。衛藤。
0:18:36	並行して厳しい並行しての作業は厳しいけど、グループ1に追従して同じように整理を進めていくってことで、
0:18:43	わかりました細かいスケジュールとかまた今後、
0:18:47	詰め方なりできればいいと思うのでよろしくお願いします。
0:18:55	具体的な話は、私はこれは以上で、
0:19:00	藤。
0:19:01	か。
0:19:02	なければ、
0:19:05	7ページからの個別の話、個別にちょっと確認してこうかと思うんですけども、規制庁側から本文で確認ありますでしょうか。
0:19:17	規制庁の荒井ですけど。
0:19:20	本文で共通的なところと言えば、2ページ目ですかね。
0:19:27	2ページ目の(2)の特に括弧。
0:19:32	片仮名のイの溢水塩水料の設定のところなんですけど、
0:19:37	他の設計項目と展開と違って加害者側の、
0:19:41	設計情報を示すってところいろいろ書いていただいていると思うんですが、
0:19:48	例えば水量を算定するってなったときに、
0:19:53	ここで破損形状
0:19:55	とか、あとは消火設備の配置情報ってところが書いてあるんですけど、
0:20:01	溢水量を算定するにあたって、
0:20:04	他にも必要な情報は、
0:20:07	あるのではないのかなと思ったりしてるんですけども、その辺はいかがですかね。
0:20:13	これは、
0:20:16	これだけでは足りないっていう認識ありますかまず。
0:20:21	はい。日本原燃の高谷でございます。おっしゃっていただいているこれだけでは不足をしていると考えてますまさに系統のですね、全体のす、い

	わゆるタンクとか水源というところからその系統というところをシステムで示す、
0:20:37	必要があるとも考えておりますし、ここの本文でそこまでちょっと記載できてなくて、少し
0:20:45	これまで議論になったところだけの中、かいつまんで書いてしまっているというところが今の現状ですので、系統、あとはその配置。
0:20:54	というところは点数1で示してる通り他にも必要な設計項目があると考えております。はい。
0:21:01	そういったところはちょっと本文で今まで他の説明資料もうあんまり見てこなかったの、
0:21:08	いつも表の方で飛ばして見ていたんで、こういうところはちょっと整合性でちゃんと理解できてるのかなっていうのを気になったところなんで、正確に溢水量を算定するために必要な構造は何かっていうところに着目して、高屋さんが溢水量。
0:21:23	算出したってなった時に本当にこれだけ足りるのかっていう視点で、資料は見ていただいて整理をしていただければいいのかなと思っ
0:21:32	て、あと一つはですね先ほどSAをガッチャンコするっていう話があったと思うんですけど、
0:21:39	この構造設計を示すにあたって、例えば審査会合を踏まえて、代表をどうするのかとかっていう話もあったと思うんですが、
0:21:49	その、
0:21:50	代表とかっていうのは、どういうふうな整理で進めようと思っ
0:22:04	ていますか。具体的に言うと共通12の資料3の詳細設計表と展開図でどのように示そうとしているかっていうのを
0:22:12	展望があれば説明をお願いします。
0:22:18	はい。日本原燃の高井でございます。正直言いまして
0:22:28	本、明日ですねお示しするような、代表選定の考え方で基本的には設計説明分類の
0:22:31	とのまず
0:22:42	代表の選び方と、その設計説明文の中から、どういう要求事項をがあるのかっていうところを整理した上で、そこをあまりですね溢水防護体、
0:22:59	加害者という観点ではですね、防護対象設備によらないところも多いので、最もそういう要求事項が効率的に説明できるところを、樹脂中心にですね代表というところを選定するのかなというふうには今現時点は考えてる次第でございます。
0:22:59	以上でございます。多分

0:23:02	明日とか進め方の中では、正直具体的なところに踏み込んだ整理っていうよりも、
0:23:09	想像するように想像しているような設計説明分類の話からってちょっと頭の方から、
0:23:16	正直基本設計方針、基本方針のさらに表層の部分のところだけの説明なのかなと思って、具体的に溢水についてどのように示すかっていうのは、
0:23:29	具体例をもって今後、示していかないと全然整理が追いついていかないのではないのかなとは思いますが、ちょっと今後、整理が進んだ段階でまた説明いただければと思います。以上です。
0:23:45	はい。日本原燃の高井でございます。はい。ありがとうございます。承知いたしました。本当に代表の整理というところをしなければその作業というところも、きちんと指示ができませんのはいそこは早急に頭、
0:23:57	整理をさせていただきたいと思います。
0:24:00	はい。
0:24:02	大きなところは、私から以上です。
0:24:06	規制庁岡です。あと5ページ目で、先ほどちょっと説明があった、
0:24:11	前回まで論点として出せたものを、
0:24:15	漏えい検知器の動作とか、
0:24:18	検知関係の話なんですけどちょっと説明がよくわからなかったんですが、
0:24:23	す。
0:24:24	整理はついたけど、
0:24:26	文書化できてないっておっしゃってますけど。
0:24:30	はい、日本の高です。はい、おっしゃる通りでございます。はい。社長からですね、その整理ができたというところでちょっと伺いたいんですが結局現場巡視点検とか現場での手動操作とかそういうものって、
0:24:43	あるんですか。
0:24:47	はい。日本原燃の高井でございます。すいません、整理ができたというか、完成形で言ってしまったのがいつも通り私のちょっと語弊のある言葉で申し訳ないんですけど、
0:24:58	そこは訂正させていただきたいんですが、
0:25:02	全体としてですねもともと再処理施設としての設計を踏まえてですねこの検知器、丹呉駅系というところの設計をどうしていくかっていう、
0:25:13	方向性だけが定まったというところですね、最終的に現場、
0:25:19	JCによる検知が必要かどうかというところまでは、整理ができてないという状況でございます。申し訳ございません。はい。社長わかりましたとありあえずそのポリシーが定まって、設計思想が、

0:25:32	社として共有されて、そこに基づいて、今後整理を進めていって共通 12 で、
0:25:37	資料 3 ですかね、で示しますっていうふうに、
0:25:40	今のところなっているということですね。
0:25:44	はい、植野高でございますはい。その方向で検討しておりますはい。おっしゃる通りでございます。はい、鶴岡です。共通 12 って委員今の予定だと 1 月末ぐらいに提出される予定だった。
0:25:56	感じでしたが、全体的にその予定通りはオンスケジュールなんでしょうか。
0:26:02	先ほどの SA の整理なんかも含め、
0:26:13	はい。日本原燃の高谷でございます。一部厳しいところもあるかもしれませんがそこを目指して今作業というところを実施しているところがございます。
0:26:24	はい、成長プラスありました。以上です。
0:26:31	規制庁無視すると、他、
0:26:34	よろしければ、
0:26:37	7 ページからの当防護対象設備の選定の考え方について、
0:26:43	この別紙 1-1 ですね確認したいと思います。
0:26:47	とまずう。
0:26:49	物証的なところでわからなかったところなんですけれども、
0:26:53	7 ページの、
0:26:55	1、
0:26:56	1.2 の(1)基本設計方針の下の文章で共通 12 の資料 3 では、業績よしナンバーツーに対するシステム設計について説明するっていう。
0:27:07	この文書って、
0:27:10	うん、ナンバーツーでの設計項目ってのはシステム設計配置構造それぞれあるんですけども、
0:27:16	共通 12 名はシステム設計について説明するってなってる、
0:27:21	配置と構造は、
0:27:24	その関係ってどういう文章。
0:27:27	この文章の意図をちょっと確認できますでしょうか。
0:27:31	はい。日本原燃の高谷でございます。はい。こちらの文章システム設計等というところで頭が抜けておりますので配置構造も含んで記載したつもりでございました。はい。以上でございます。
0:27:44	規制庁山口です。わかりました。漏れっていうことで、ナンバーツーは設計項目それぞれ三つあるっていうことで、
0:27:54	ました。

0:27:55	あと、
0:27:56	どうか。
0:27:57	その次のカッコ 2 設計方針のところ、
0:28:01	三つ目の、
0:28:03	文章マターのところ、
0:28:06	最後のまた書きですね想定破損等により、防護対象地震が安全機能する、損なう恐れのある設備は、
0:28:14	優先または多様性っていうことで、
0:28:16	設計で示しますよっていう文章が書かれてるんですけども、この、また想定破損等って、
0:28:24	何を頭にフクまれるのって何を想定されてるのか確認させてください。
0:28:36	はい。植野タカヤでございます。まずこの想定破損等の等が含まれてるところについては償還による溢水というところがアノを含んで記載をしております。
0:28:50	スイッチヤマグチです。
0:28:52	わかりましたじゃ瞬間を
0:28:55	火災関係で、防護対象SBCが年金の行う恐れがあるっていうことで、
0:29:01	1 わかりました。
0:29:07	内容的な確認なんですけども、
0:29:12	等は、
0:29:14	ページで、
0:29:16	今回図の 1-2 で、系統機能の観点による安全機能の確認不足の例ということで、
0:29:24	図の 1-2 に、
0:29:26	示されてるのが、
0:29:29	ほとんど文章としては赤色の安重とそれを補助する役割の新居結城ラインということでこれ含めて、全部申請対象設備として共通 09 はちゃんと拾ってましたっていうことで、
0:29:42	その上で、
0:29:43	この青色部分の開口部っていうところが、協会、
0:29:49	開口部への声が漏れてたっていうことなんですけど、この
0:29:55	その文章とこの図を踏まえると、評価対象には非安重の設備も含むっていうことになるっていう理解でまずよろしいでしょうか。
0:30:16	はい。日本原燃の高谷でございます。はい、おっしゃる通りでございますこのニュー機雷の青の部分が非安重も一部含むということで、そういう整理をしております。
0:30:26	規制庁山口です。

0:30:28	日本エザワですタカヤさんそういう方をしてしまうと基本結局新特別を書き換えるんですかって質問になります。
0:30:39	はい。少し、
0:30:41	すみません、整理させてください。はい。
0:30:43	乳井ニシダでございます。基本設計方針に書いてある通りまず防護対象は安全上重要な施設、機能喪失場合の影響も含めて、評価上の観点から安全上重要な施設を選びますというのが防護対象の考え方です。
0:30:59	ただ業績方針も、溢水により、防護対象施設の安全機能機能を損なわない設計とすると、いうことを書いておましてそれをどう具現化していくかっていうのが今評価対象で見ている観点かなと思ってます。
0:31:16	羽根コジマんだって今批判中だと言ってますけど、守んなきゃいけないのは、排風機だっりの安全を守りにいくと、その観点でその機能を生かすために必要な系統構成も含めた、波及的なものも考えて模アノ評価対象を選びにいくというのが、基本的な考え方です。
0:31:37	規制庁新垣ですけども、今説明いただいた通り基本設計方針ではまずその安全を防護対象としますって言って
0:31:47	井清による防護対象設備としましたってそのあと評価につなげる繋がる文章ナンバー5になると思うんですけども、
0:31:55	その防護対象が安全機能。
0:31:59	損なわない設計であることを確認するために、
0:32:02	影響評価しますここで安重防護対象の機能を損なわないっていうところで、
0:32:09	こういったミュキラインとかも含んで評価対象が整理されてるっていうことで、
0:32:16	OK。はい。
0:32:17	お願いしましたが、
0:32:19	ちなみにですけどこれは何か実用炉も同じように、
0:32:25	整理されてるんだとあって確認されてますかね実用炉でこういう開口部とかも評価対象に入れてっていう同じような性格でいかがでしょうか。
0:32:38	はい。日本原燃高谷でございます。はい確認いたしました発電炉も同様の整理をしているということを確認しております。
0:32:50	はい。規制庁山口です。
0:32:52	わかりました。
0:32:59	規制庁の荒井ですけど発音発電量を見て何を確認したのかっていうのところまではちょっと

0:33:05	説明なかったのか、いただかなかつたらわからないんですけど、例えばPWRでいえばアニュラス空気浄化系とか、BWR令和SGTSとかあると思うんですけども、
0:33:16	そういうところの枝管の開口部まで確認されたってことでいいんですかね。
0:33:25	その上で、評価対象設備は、
0:33:28	発電炉と同様ですっていう確認までされてる。
0:33:35	ここで全部、
0:33:41	はい。日本原燃の高屋でございます。
0:33:44	そうですね
0:33:49	確認している範囲というところでは重要度の高伊井ですね安全機能を有する系統、それに、その維持というところも、範囲というところは、すべてというところでは先ほどおっしゃっていただいた、
0:34:02	ラインっていうところも含めてですね確認をさし、しているというのが発電量の考え方だということで、はい。
0:34:11	整理しております。
0:34:13	はい。
0:34:13	発電の考え方に踏まえるとこの青っていうのも、青のラインっていうのも、棒に入るっていうそういう理解で原燃としてはいるっていうことでいいんですかね。
0:34:26	ちょっとこれ例えばの図だと思うんですけど、
0:34:37	すいません関西電力の笹川でございますが、まず炉の方は、図の1-4ニノミヤのちょっと系統まずございませんけれど、今高谷が言いましたように、
0:34:47	炉の方も重要度の特に高い安全機能を有する系統が安全機能を損なわないと維持できるという形で、すべて対象機器を抽出しております。
0:34:59	以上です。
0:35:00	はい。
0:35:01	こういう枝管形状はないっていうことがまず差別化されて、安全機能を安重の安全機能を維持するために、
0:35:11	必要なラインがあればそこはちゃんと、
0:35:15	防護対象にしてるっていうそういう理解でいいですよ。
0:35:19	関西電力の笹田でございます。はいその通りでございます。
0:35:23	そういう意味だとこの乳井ラインで、まずそもそも機能って何なんですかっていう説明からいただかないと、説明が通らないような気がするんですけど。

0:35:55	はい。日本原燃高屋でございます。はい。おっしゃっていただいている通りそのユキラインというところの役割というところまでが、はい。そこから説明をして、どういうところを対象にしているかというところをご説明をしなければならぬと思いますので、
0:36:09	少し社内でも整理をさしていただいて、ご回答させていただければなというふうに考えています。
0:36:16	これ椅子以外にも、こういう枝管形状のものって多分耐震の波及的影響とかも考え方同じだと思いますので、
0:36:26	これが重要度がそもそも高いうことであれば、ちゃんと安全に入れて評価対象にして、守りますっていう制限を担当していただければいいかなと思っています。
0:36:40	はい、イノウエタカヤでございますはい、承知いたしました。
0:36:48	あ、すみません。
0:36:50	ありがとうございます。
0:36:54	規制庁山口です。
0:36:59	でも、この例を挙げて、今回の選定漏れの原因っていうのが9ページにあつてその対策が続いて、
0:37:09	原因として、
0:37:12	今日、
0:37:13	が対象外とする考え方が、
0:37:17	ちょっとざっくりしてたので具体化して
0:37:22	整理して、それをもとに作業しましたっていうことで後で表で整理された内容を示されてると思うんですけども、ちょっとその考え方、
0:37:33	を確認させていただきたくて、
0:37:36	11 ページで、
0:37:38	まず評価対象外とできる防護対象設備を見直しました。
0:37:44	ので、まずその①の臨界。
0:37:47	管理対象機器に関してなんですけども、
0:37:50	と。
0:37:51	一重下線等で記載の拡充っていうことで、見直し、
0:37:57	示されてて、
0:38:00	もともとはその内部に水が侵入する経路がなく勝海三者条件を考慮しても臨界の発生に至らないって見直し後が、
0:38:10	機器の構造で、有無、経路の有無を考慮しても、
0:38:15	未臨界濃度の維持または水橋条件の包絡に、
0:38:20	コウが、
0:38:22	ない。

0:38:23	内容に変更はなくて単なる記載の拡充なのかちょっとわからなくて、
0:38:29	わからなくてこの種修正の意図ってところを確認できますでしょうか。何か具体的にこういうのを
0:38:37	想定して、
0:38:39	こういう記載に具体化しましたみたいなところでちょっと例を挙げて示していただける説明いただけると、
0:38:53	はい。日本原燃の高井でございます。まず回答としては新たに何か追記したわけではなくて記載をわかりやすくしたというところで記載の拡充というのは
0:39:06	具体化というところの整理でございまして内容として変わってるものではないと考えております。
0:39:13	規制庁山口です。内容としては変わってないということで、もともとは条件として内部に水が浸入する経路がなくかつってということで、この見直し後だと内部に水が浸入する経路があったとしても、
0:39:28	それを考慮してってということで、
0:39:31	何かこう、変更されてるように見えるんですけども、
0:39:35	その辺りいかがでしょう。
0:39:38	か。
0:39:46	はい。日本原燃高谷でございます。おっしゃっていただいている通り括弧書きのところでも内部に水が浸入する経路の有無というふうになんかちょっと記載をしているところがですね何か0レーン内部への侵入があるような記載になって、変更されてるように見えますが、
0:40:03	すいませんそのイトウはありませんので、はい。ここにつきましては、適正化をさせていただきたいと思っております。
0:40:12	はい。規制庁山口です。であれば特に見直し後の作業に於いては、もう、
0:40:19	内部に水が浸入する経路がないってというのはちゃんと条件としてあつてってことで確認されてるってということで、
0:40:28	理解しました。直されるってということで、ちゃんと
0:40:33	この見直し後の、これ2、
0:40:36	よって作業したのであればその中、
0:40:40	間違った作業とかになんかかっていうのはちょっと心配にあつたんですけども、ちゃんとそこはアノ社業者において、条件の変更はないってというのは、
0:40:49	認識統一とられてるってことでよかったですね。

0:40:55	はい。上野高谷でございます。はい。素行認識というところは、これまでの見直し前も含めてですね説明をして、理解終えていると思っておりますので、
0:41:06	問題はないかと思っております。
0:41:09	それを含めてですね、全体 1 から 4 というところのチェック再チェックというところは、改めてを発するという形にはなると思っていますのでそこでもきちんと抜け漏れがないようにということを考慮させていただきたいと思っております。
0:41:23	はい。
0:41:24	山口です。お願いします。
0:41:34	さらに、具体の、
0:41:37	12 ページからの、
0:41:40	ちょっと表で確認したいんですけどまず 11 ページまでで他規制庁側から確認ありますでしょうか。
0:41:52	社長からです。いいですか。はい。9 ページ名の選定漏れの原因のところが何かいまいちシナリオというか、どういう作業をしたのかっていうのがよくわからなくてですね。
0:42:06	ちょっと読んだ限り、仕事からほとんどなくて、読んだ限りの感想なんですけど、
0:42:13	まず条文担当者が施設からを集めて、こういうところもちゃんと見ましようねっていう説明を行ってです、施設課の中で、
0:42:24	作成審査承認を立てて、
0:42:28	作業をして承認まで行ったらそのままこちらに提出したってそういうことですかね。
0:42:40	はい。評議員の高谷でございます。はい。おっしゃっていただいている通りでございます施設課で作業をして、審査承認までやった上で、まとめたところで
0:42:50	チェックが十分ではなかったということで認識してます。
0:42:53	はい、成長からです。なので発注時の曖昧さとか、あと受け取った側の認識不足もあって、かつ、最後に発注者が確認もしなかったというところですね。
0:43:10	はい、ありがとうございます。おっしゃっていただいている通りでございます。はい、規制庁から、それで、今後は、そこはちゃんと改善されたということで、
0:43:20	今対策を打って、この作業ってまだ、10 ページ目の一番上に整理中って書いてるんですが、音声ニワ自体はもう終わったんですか。
0:43:38	はい。

0:43:39	ANAの高谷でございます。作業自体は終わっておりますがまさに先ほどおっしゃっていただいたチェックというところについては、十分かどうかというところを確認しております。またですね確認手順っていうところを踏まえてですね、
0:43:54	作業のエビデンスというところの整理とかそういうところについても集めてチェックしているというところが現状でございます。そのためちょっと一部整理中という形で書かせていただきました。
0:44:05	はい。成長階層わかりました。ちょっと関連してなんです先ほど、
0:44:10	発電までは、従来からあった考え方で、
0:44:14	同じような考え方で、安全機能を守るっていうことに重点を置いて、抽出なされていたんですが、今回、権限はそこがやっぱり漏れてしまったと。
0:44:24	で、電力支援者の関与っていうのがなかなか見えてない状況があって、その辺って、何か
0:44:33	レビューしてもらうタイミングとかでこういうところも確認してもらうとか、そういうのってないんでしょうか。
0:44:41	関西電力の笹川でございます。今回、ずっと支援をさしていただいていたんですが、こういう施工ということもありましたので、今後しっかり私の方も確認をさしていただきたいと思います。
0:44:52	はい、齋藤オカですよろしくお願いします。以上です。
0:45:04	規制庁ヤマグチさんありがとうございます。今ので
0:45:08	やっていただくよろしくお願いします。
0:45:13	藤。
0:45:14	中、
0:45:16	12 ページからで、もう、
0:45:20	安全機能損失な考え方を真喜志ごとに整理した内容ってということなんですけども、ここちょっと全体的な、この表の、
0:45:29	感想なんですけども、
0:45:31	その評価対象外とする理由として、こういう構造のため溢水により機能を損なわないから評価対象あ、
0:45:40	機能を損ないませんよっていう、
0:45:43	説明が多々あるんですけども、その個こういう構造っていうのが一斉による影響も受けない構造であるっていうことを、
0:45:52	説明その担保が必要だから、必要であってもだから、
0:45:57	対象から除外評価対象から除外できるんですけども、その構造の説明っていうのがちょっとこの文章、ここで示されてる文章だけだと説明が不足していると。
0:46:08	というのが印象でして、

0:46:11	例えば、
0:46:13	と言うと、
0:46:17	17、14 ページのフィルターとかだと、
0:46:23	密閉構造であることから溢水により機能を損なわないってことで、この日程構造ってというのは、水の影響に対してもちゃんと密閉は維持されるってというのは、
0:46:34	確認されてますでしょうか。
0:46:41	坂。
0:46:47	はい、日本へのタカヤでございます。はい。おっしゃっていただいている通り、ここ2層書いてる創出の考え方では具体的なところがわからないというところでございますが、そこについてはですねフランジの接続部とかのガスケットを入れるとかですねパッキンを入れるとか、
0:47:03	そういうところ図示を構造でですね確認を行っている状況でございます。そこにつきましては、何かしらお示しをしなければならないかなというふうに今考えている中でございます。
0:47:17	慎重ヤマグチセット確認を行う。
0:47:20	ているってことなので、
0:47:26	その確認がとれてないと溢水の評価が不不要ってというのは、ちゃんと担保取れないと思うんですけども。
0:47:37	説明いただくのはお願いしますということで、
0:47:41	それは何か全体的に全部沿い、
0:47:44	また確認。
0:47:47	がまだできてない。すいませんコサクです。
0:47:51	ちょっとよくわかんないんですけど、
0:47:55	今回、
0:47:58	評価対象漏れがあり、それを改めてチェックをしてピックアップしてきました。
0:48:05	という状態での説明なんですよね。
0:48:15	それとも、こういうふうにやり直します今後やり直しますってことでしたっけ。
0:48:22	ここまでのやりとりで、
0:48:25	前者だったと思ってたんですけど、
0:48:28	はい。日本原燃の高谷でございます。はい。おっしゃっていただいている通りこれまで、
0:48:35	いわゆる先ほどおっしゃっていただいた前者というところの考え方で、ここまでやってきましたというところのご説明をしているということでございます。

0:48:45	すべて選定すると、
0:48:50	作業漏れがあったというのの反省を生かして、対策として、レビューもはっきりすると。
0:48:57	いうことを先ほどから話をしていたように、外部支援者の方にも、見てコメントをもらえるように対応してきたと。
0:49:09	ということ。
0:49:11	だったんですね。
0:49:15	関西電力の笹川でございます。まず今回、評価漏れがあったということ踏まえて原燃さんの方でどういう形で今作業するかということも、
0:49:25	関与してきております。で、この文書で表の1-2でこれは評価対象外だよって書いてあるものに対してですね、なぜそうなんだ。例えば熱交であればこういうとこないよねとか、ウタダコウだということはしっかりエビデンスをですね、
0:49:39	用意してもらってそこはちゃんと私もしっかりこれから見ていくつもりでございます。
0:49:45	古作です。
0:49:47	結果じゃなくて今後の方針になっちゃったんですけど、
0:49:51	現状の
0:49:53	立ち位置というか、状態はどこの位置にいると高屋さんは思っておられるんでしょうか。
0:50:07	量研の高谷でございます。
0:50:09	原因と対策を、
0:50:12	設定してですね方針というところまで決定して今、作業をやりましたと。その上でまさに電力、支援者のチェックというところとか、
0:50:26	条文の担当箇所でのチェックというところについては、今からやっていくというところのステータスだと考えております。
0:50:37	古作です。何かここまでのやりとりをすべて覆されたような感じがしますが、
0:50:43	そう言った、
0:50:47	ステータスをですね曖昧にしてヒアリングに臨まれると非常にやりにくいので、
0:50:53	はっきりしつつ、まず入口としてはっきりして欲しいと。
0:50:58	ということなんですけど。
0:51:03	ここまで話をしていて、11ページにあるような、確認の仕方ということを明確化してきましたと。
0:51:13	言っておきながら、
0:51:15	それに対応した説明をしないっていうのはなぜですか。

0:51:21	ここに密閉構造であることなんて書いてないし、
0:51:26	これのどこに該当している。
0:51:28	該当してるというのがこれによって、評価対象外っていえると。
0:51:32	いうふうに何0コウ、一対一の形で説明できないんですか。
0:51:37	結局これの通りやってないってことじゃないですか。
0:51:44	普通の整理だったらこの次の表で①-④。
0:51:49	から、これに該当とかっていう整理をしてくのかなと思ってたんですけど。
0:52:06	一応、
0:52:08	開口部に当たらないと、いうことを言わんとする表現にしてるつもりなんでしょうけど、
0:52:17	じゃあ本当に侵入しないのと。
0:52:22	いうことの確認をどうとってるかと。
0:52:24	パッキンがついてりゃいいって、
0:52:26	パッキンはじゃあ水密構造として成り立つんですか。
0:52:31	さらに、一番下のポツ見ると、上記については機能を損なう恐れがあるものはと。
0:52:38	言ってるその評価も書いてないと。
0:52:45	エビデンス系統図に色塗りましたとかだけじゃ、
0:52:48	パッキンがついてますとかだけじゃ、
0:52:50	何の確認にもならないんじゃないですか。
0:53:00	はい。日本原燃の高谷でございます。
0:53:03	はい。おっしゃっていただいている通りですね系統の2を追っていくとかそういうところで色塗りをするだけで、そこも確認がとれてるのかというところと表1-1。
0:53:15	あと表の1-2というところの整理、
0:53:18	が一対一で示せていないというところで、きちんと記載した通りに作業ができてるのかっていうところが、おっしゃる通り
0:53:29	十分に整理できてなくて曖昧にやっている作業をやってしまっているという可能性がありますので、
0:53:36	改めておっしゃっていただいた通り、表1-1を踏まえて、どうやって1-2の構造を確認していくかっていうところを、整理をさしていただいて、
0:53:49	実際にその作業通りになってるかっていうところをチェックをするというところで、作業をさしていただきたいなというふうに考えております。
0:54:05	衛藤コサクです。反省に立って対応したんだったら我々に言われる前から、どういうエビデンスをつけなきゃいけないとか、いうのは、
0:54:16	普通に考えてあってしかるべきだと思うんですよね。

0:54:21	そこがゆるい固め 2 各作業者は手を抜きやすくなると。
0:54:28	ということのようにも思うし、
0:54:32	いつになったら元の作業って信頼性を持って対応いただけるのかなと。
0:54:37	ほとんど困ってしまうので、対応しっかりよろしくお願いします。
0:54:46	はい。
0:54:47	植野高でございますはい、承知いたしました。はい。そこを明確に対応方針という決めて、はい。作業者がきちんと作業ができるように、はい。整理をさせていただきたいと思います。
0:55:07	規制庁のアライですけど、例えば開口部が、
0:55:12	あるやないやっていうのは、どうやって判断してるんですかとか、
0:55:17	あとは最初の 11 ページの①で臨界の話が書いてあるんですけど、
0:55:23	臨界の担保するための容器の周りに水がたまっただとしても、最適減衰状態にはなりませんっていうところで、
0:55:32	やってると思うんですけど、あまり水があった場合っていうのは環境の温度とかもありますし、だから①に限らず、②とかも入ってくるっていうところも、ちゃんと網羅的に整理していかないと、
0:55:45	除外する考え方には至らないし、
0:55:49	必要な構造と、ここで多分、構造の妥当性を、
0:55:55	確認するため評価みたいなのも入ってくるんじゃないのかなとは思いますが、そういうところもあわせて、説明していかないと多分除外っていうところはすごいハードルが高いと思っていますので、
0:56:08	ちゃんと示せるものについてはちゃんと除外できるような、ストーリーを立ててですね説明させていただきたいと思っています。
0:56:15	以上です。
0:56:20	はい。日本原燃の高井でございます。ありがとうございます。はい、承知いたしました。まさにそうですねその説明の妥当性というところ、どこまでお示しするか、それに必要な評価というところっていうところも含めて、はい。整理をさせていただきたいと思います。
0:56:39	規制庁山口です。
0:56:44	が、
0:56:46	表 1-2 の個別とかも含め、
0:56:50	今確認規制庁側からあれば、
0:56:53	特になければ、C1-2 に入ります。
0:57:02	次、続いて別紙 1-2 で、あとその他の椅子。
0:57:07	あと 16 ページですね、その他の屋外の溢水に関してなんですけども、
0:57:13	まず、
0:57:18	まず

0:57:22	中、
0:57:23	1000 円に関してデート 13 条で、薬品側で漏えいを想定する薬品もイシイ元に入れますよってということは溢水側の基本設計方針でうたっていると思うんですけども、
0:57:36	屋外の溢水元に関して、
0:57:39	薬品で上げてるタンクローリーっていうのをどういう扱いにしてるのかっていうのが、特に、
0:57:46	今回資料で、見えなかったんですがそのあたり考えを、
0:57:50	確認させてください。
0:58:00	はい。
0:58:01	植野高谷でございます。タンクローリー上手く化学薬品としてのタンクローリーの圧壊 1 水源としてどう扱うかというところに関してですが、現状 CEO のに示している通り屋外タンク等の 1 水源というところの恒設設備を対象に、
0:58:18	ドイ水源というところを設定しておりました。
0:58:22	今化学薬品の溢水元家族系についても、当然 1 水源として含めると、基本設計方針に書いてある通りでございます、
0:58:31	そのタンクローリーの扱い、発電炉というところにおいてもですね対象としているものでもないんですが、ここについてはきちんとタンクローリーも 1 水源として扱うというところを踏まえてですね、
0:58:45	整理が必要かなというところで今考えております。以上でございます。
0:58:51	規制庁山口です。あと母集団として、薬品側でも有毒ガスとかってもうタンクローリーっていうのを論点として挙げているので母集団として挙げた上で、
0:59:04	評価に入れるかどうかというところで、先ほど実用老でも入れてないっておっしゃってたんですけども、
0:59:14	実用炉の方では、どういう確認をしたの、実用炉の確認をどういうふうにしたのかって、ちょっと具体お聞かせあの説明いただけますでしょうか。
0:59:26	はい。日本原燃の高屋でございます。先ほど言ったところにつきましては化学薬品の溢水減というところで、全体の施設にあります恒設設備を対象に溢水量を出してですね、
0:59:40	その影響範囲というところのアノだ、面積で終わるというところで広域評価に、重ね合わせとしてタンクローリーを入れるかというところでは、現時点では入れていないというところで認識しております。

0:59:54	その扱いについてはですねタンクローリーというのが一時的にであるということとかあと、運搬のルートが決まっているということも含めてですねどういった形で、1 水源として考慮すべきかということ。
1:00:07	整理すべきかなというふうに考えているということで回答させていただきました。はい。以上でございます。
1:00:12	規制庁山口です。今の説明は実用。
1:00:18	どの、
1:00:19	話ですね、あれも原燃側の実用炉も、タンクローリーは広域評価に入れてなくてその理由としては一時的だとか運搬ルートとかで、
1:00:29	いう説明でしょうか。
1:00:32	日本原燃の高谷でございます。
1:00:35	失礼いたしました。
1:00:38	少々お待ちください。
1:00:52	タニグチは、
1:00:55	表現の高井でございます。失礼いたしました。基本的にですね
1:01:02	発電論としてはそのタンクローリーというところが入っていないところを、改めてちょっとそもそもそこがあるのかなとかってところが、
1:01:13	すいません今、サポーターからも不明確だということでお聞きしましたので、少し整理をさせていただきたいと思います。先ほど申し上げたのはあくまでも原燃としての椅子、
1:01:25	原燃としてタンクローリーを1 水源として考慮すると、その上でどう、そのタンクローリーとして高力評価に重ね合わせるのかどうかってところは整理させていただくという原燃の今方針を、
1:01:38	述べさせていただきました。はい。以上でございます。
1:01:43	はい。
1:01:44	規制庁山口です。
1:01:48	つ溶炉で、
1:01:51	の分は、
1:01:53	まずそのタンクローリーとかそういうのをどういう扱いかっていうのは確認は取れてないから、確認されるってということで、
1:02:00	お願いしました。
1:02:09	点は、
1:02:11	確認いただいて、
1:02:15	今、セツツ。
1:02:17	目いただいたように、評価対象下の石毛に入れるかどうかってところでは、

1:02:25	今、高谷さんの説明だと一時期とか運搬ルート上でコウか、溢水と重なりがあるとかかそういったところも含めてちょっと原燃としての評価の方針を考えるってということだったので、
1:02:38	また説明。
1:02:40	その点確認。
1:02:41	今後、
1:02:42	整理できたらちょっと各説明をお願いします。
1:02:46	とコサクです。
1:02:47	そもそも、
1:02:50	質問したら考えますって言ってるんだとすると、今日何しに来たんですか。
1:03:06	はい。植野タカダでございます。はい。もし、はい。そうですね。はい。
1:03:17	ここでの少しその検討というところが不足してる部分があってですね十分にお答えができていない。
1:03:26	中出。
1:03:29	そうですね。ヒアリングというところを、
1:03:33	しているというところは、はい。申し訳なく思っております十分にちょっと検討させていただいてですね。
1:03:39	改めてきちんと整理をしなければならないなというふうに今反省しているところでございます。
1:03:46	はい、長田です。
1:03:52	す。Steeringチーム、ワー、
1:03:55	ある意味、レビューワーとして最高位に、
1:04:02	監視をする役割も担っていると思うんですよね。
1:04:06	言いなりじゃなくて、なんでそれでいいの。
1:04:11	と確認したの。
1:04:12	一つ一つ詰めていって、確かにこれで間違いないねという状態を確認した上で、その確認内容を説明すると。
1:04:22	ということなので、人任せにしてただスピーカーになればいいということじゃないんで、しっかりとチェックをしてください。
1:04:31	特に今のタンクローリーの話は、そもそも問題提起をこちらがしてその回答だはずだから、何の回答もなしに、こうですっていうだけっていうのは、
1:04:43	本当に有り得ないですよ。なぜっていうのを必ず、
1:04:47	説明できるようにしてください。
1:04:50	以上です。
1:04:53	はい。人間のタカヤでございます。はい。

1:04:55	承知いたしました。はい。きちんとこう理由、
1:05:00	考え方っていうところを再整理してお示するようにさせていただきたい と思います。
1:05:08	規制庁山口です。
1:05:11	続いて確認したいのですが、
1:05:23	補足です念のためですけど、
1:05:26	なぜのときに、実用炉がこうだから説明にならないですからね。
1:05:31	実用炉がなぜそうなのかっていうことも含めて確認し、それが再処理で も適用される。
1:05:39	ことが妥当かと。
1:05:41	いうことも含めて整理をしないと、なぜに回答できないということだと思っ てますのでよろしくお願いします。
1:05:48	特にタンクローリーについては有毒ガスの審査の中で漏えい元に、
1:05:56	して、それに対しての対策をいろいろと講じているわけで、それとの全体 の整合性ということだと思いますので、しっかりと検討をお願いします。
1:06:09	はい。イノウエの高でございます。はい、承知いたしました。
1:06:14	1 ヤマグチです。
1:06:16	屋外の溢水元に、
1:06:19	トガシ、
1:06:20	広域評価。
1:06:22	方で、
1:06:25	今回
1:06:27	屋外タンク等母集団全部表で挙げた上で、表の 2-1 ですね、20 ペー ジかけた上で除外するものは、23 ページ。
1:06:39	の、
1:06:40	担当とあと、
1:06:43	耐震性のあるもの。
1:06:45	ということで、
1:06:47	考えを整理されたっていうことなんですけども、まず、
1:06:51	21 ページの屋外タンク等の抽出結果の表にある 6、No.6 の工業用水製 造施設のうちの火災防護設備ロッカー。
1:07:02	水貯槽に関してなんですけども、これはその後ろの 28 ページの参考資 料の方では、
1:07:09	建屋内の地下貯水槽のため除外したってあるんですけども、
1:07:14	23 ページの所が委託等とかに挙げられてなくて、これが結局入れ、石 毛に入れたのか入れないのかっていうのがいまいち読み取れなかつた んですけども、

1:07:25	まず事実関係いかがでしょうか。
1:07:40	はい。日本原燃の高谷でございます。何、ナンバー6、20、
1:07:46	28 ページ目の比較表がございます。既許可、許可の中でですねと ころ、ナンバー6 強、工業用水け施設というところで、LOCAす。水の、
1:07:58	貯蔵というところについてはですね、このもともとの貯槽というところに 加えてですねUT建屋の地下階にある消火用水素というところの
1:08:10	水源っていうところも加えるというところで、ここの地下水層から小樋に、 屋外にほぼ放水するというところも含めて、
1:08:21	加えておりました。そこを
1:08:27	地下階のですね消火用水槽というところで今削除するところを記 載させていただいたものでございますここは、二つあるもののうち一つ を削除するという言い方が、
1:08:40	ちょっと不明確ですが記載をさせていただいてるというような現状でござ います。
1:08:46	きしっ町ヤマグチです。
1:08:50	今の説明だと許可の時は入れてたけど、
1:08:55	入れないものが、
1:08:58	ありますっていうそういうことですか。
1:09:02	はい。日本原燃高でございます。はい先ほどの 28 ページに書いてある ところのコメン結城作成案内の紹介を水槽 900 立米を含むというところ の、まさにこの部分というところが、
1:09:15	許可から削除するという形で記載したものでございます。
1:09:23	長ヤマグチです。
1:09:30	あ、すいませんコサクです。
1:09:32	なんでこんな混乱するのかがよくわからないんですけど。
1:09:41	増減理由に書いてあるところは消火用水層と言っていて、
1:09:46	でも機器名称はろ過水貯槽と言っていて、
1:09:51	名前が違ってるのはなんで。
1:10:07	日本原燃高でございます少々お待ちくださいませ。
1:11:13	日本原燃の高谷でございます。
1:11:15	事業許可のときの、はい。整理資料の中のロッカー水の貯槽を 3400 立 米というところについて、
1:11:25	ここにですね、下に※で書いてある、衛藤消火用水ソウノ 900。
1:11:31	立米っていうところを、
1:11:34	加えていたというところで、ろ過水槽と消火用水槽というところが、ここの 6 番のところには含まれているというのが、今、

1:11:44	当時の記載です。それに対して地下構造、消火用水ソウノ 900 立米の部分だけが削除するところを、増減理由のところを書いているというものでございます。以上でございます。
1:12:03	補足です。今の説明っていう等ろ過水貯槽は引き続き、
1:12:10	カウントするものです。
1:12:12	いうことでいいですか。
1:12:15	はい。日本原燃高井でございますおっしゃる通りでございます。
1:12:18	コサクです。許可のときに、
1:12:21	消火用水槽をカウントしてるのに明示的に書かずにこの中に押し込んでしまいましたってことですか。
1:12:33	植野タカヤでございます。はい。
1:12:36	はい、おっしゃる通りでございます。
1:12:39	古作です。
1:12:41	それで、まずそういう説明がないとわからないよねっていうことと、増減って言うおきながら、数字が書いてないので増減の意味合いがわからないんですけど、何で書いてない。
1:13:00	はい。日本原燃の高谷でございます。ここにつきましては前回のヒアリング資料からもですね推量溢水量の話ではなくて、あくまでも 1 水源の話をするというところで、
1:13:13	量というところの数、数字を書いていないっていう、私の指示からこうなっております。
1:13:21	ですがそこについては紹介を水槽が量だけ入れているのにそこが見えてこないの、そこは記載しなければならなかったなというふうに考えております。
1:13:32	以上です。
1:13:35	はい。
1:13:37	許可のところはどう書きのそれがどう変わっているのかということなりはしっかりとわかるようにしていただければと思います。
1:13:49	はい、承知いたしました。
1:13:52	ニッタヤマグチです。
1:14:01	許可のとき、入れていたけど今回は外すっていうことで、
1:14:07	やっぱ許可の時にこう入れていた理由とかって特に、
1:14:11	その辺りで確認されて
1:14:14	理由で、整合して今回設工認で詳細イセ詳細に評価するってなったときに入れるっていう理由とし整合してれば特に問題はないと思うんですけども、許可のとき入れてた理由とかって、
1:14:26	国の、

1:14:28	もしされてたら説明いただきたいんですけども。
1:14:54	日本原燃の高谷でございます。はい。
1:14:57	少々お待ちください。
1:15:03	湯沢です。宇都タカヤさん六ヶ所にいる人で、この部分、
1:15:08	天独だと思うんですけど、
1:15:12	新規性基準的に変更し、シニッタオカモトノモトの記載から変えてないかっていう事実を知ってる人が今、
1:15:24	あれに行っていないとすると、なぜこうなってタカオたどるのがなかなか難しくなるなという気がして、
1:15:47	アシダ
1:15:51	はい。あ、すみません石原さん現時点で即答できる人はいません。
1:15:58	こちらでちょっと平行して調べて後で回答します。
1:16:03	はい。
1:16:03	瀬山牛ですお願いします今回その増減理由として、
1:16:09	建屋内だから、屋外水源ではないってということで、この建屋、
1:16:17	内だったのに、
1:16:20	屋外に入れ、
1:16:21	許可のとき入れたその理由がもしわかればってということで、確認までなので、わかればお願いします。コサクですけど、括弧内 2、
1:16:32	放水用の水槽なので、放水したら当然外に出てきますよねということで入れたというふうに、
1:16:41	書いてあるようにも見えるんですけど。
1:16:45	それって、溢水、
1:16:48	としての考え方としてどうなのと改めて、電力支援なんかも含めると、話題が上がっておかしいんじゃないかっていうことで、
1:17:00	落としたりってことですか。
1:17:08	はい。日本原燃の高谷でございます。はい。おっしゃっていただいている通りで、まさに紹介放水用水槽というところで、
1:17:19	繋がってそのろ過水貯槽というところにも、馬は繋がるということから、そこを入れるか入れないかっていうところの、
1:17:30	はい。整理としてさ、ここは、
1:17:35	制限としてはいらないんじゃないかっていうところの、はい。話をしているっていうのが今の現状でございます。
1:17:41	古作です。ソーダ通してですよ、じゃあ何でもともと消化す。
1:17:47	消火水放水としてカウントしようとしたのかねっていうことのことを、
1:17:54	当時の担当者なり聞き取りをして、

1:17:57	その上でそれはここ入れなくても、その懸念点っていうのは払拭できると。
1:18:03	ということなのかどうかっていう説明をしていただいたらいいのかなと思うんですけど、
1:18:10	建屋内脳溢水において、相カー水脳による溢水って考えてるじゃないですか。
1:18:19	それとの対応関係ってどうなってんすかね。
1:18:41	日本原燃田仲です。
1:18:43	消火用水の放水による溢水についてはすべての屋外タンクを破損させるというのが地震起因。
1:18:50	Aと考えておりましたその量に比べて、少ないということで、地震、
1:18:57	委員の井清を代表に評価するということを考えております。以上です。
1:19:02	著作です。それだとうやっぱり評価漏れをしてるような気がしてて、
1:19:09	屋内の消火水による溢水って、
1:19:13	単純に水位だけ考えればいいってことですか。
1:19:30	日本原燃田仲です少々お待ちください。
1:19:34	あコサクですもうヒアリングやめましょうか。
1:19:46	書いてないこと言われちゃう。
1:19:53	人間のタカヤでございます。
1:19:56	凶確認不足だっというところははいSteeringの私のもう、さ責任だというふうに思っております。少し私も過去の経緯が少し知識が足りないというところもありますがちょっとサポーターというところも、
1:20:11	周りにはいついていただいておりますので、少しその整理をしてお答え。
1:20:18	をして、ちょっとヒアリングを継続させていただければなというふうに考えております。
1:20:25	コサクですけど、すみません、確認できてないの2、説明できますっていうのはそもそも農Steeringチームとしてのスタンスじゃないので、
1:20:36	ちょっと需要できないです。
1:20:44	山口さんどうするか。
1:20:46	で起きたことある。
1:20:48	日置泰子とはちょっと毎回、
1:20:53	方針決まらず、1、
1:20:55	ておきたいんです。
1:20:56	不具合タンクに関してちょっと。
1:21:01	続けて、
1:21:04	同意。

1:21:06	23 ページで除外する屋外タンク等っていうことで、
1:21:11	ナンバー21 と二つ挙げられているんですけども、これはその開口部がないから、
1:21:18	屋外に漏えいしませんっていうことで除外されてるんですけど、
1:21:22	開口部がなかったら、どうやって水出すんだっていうところでまず、
1:21:27	これだって開口部がないんですかっていうところをちょっと確認させてください。
1:21:39	与儀の高屋でございます。
1:21:41	こちらの方除外したものにつきましては
1:21:49	ちょっと写真の方で示せておりませんが全体に
1:21:53	ホデですね
1:21:57	取水するところについてはですねきちんと開口部ではないんですが負担をしているところですね、そこについて産業というところがあればですね、その蓋を取り除いてですね、
1:22:11	そこから取水というところっていうところができるというような構造になっております。
1:22:19	その蓋がついているところを、実イセ取っているところから開口部がないところの表現をしているというのが今の現状でございます。
1:22:31	以上です。規制庁山内ですイマダと開口部、取水するところとしてはいけるところはあって蓋をしているってことなんですけど。
1:22:40	その次、
1:22:43	蓋は別に、
1:22:47	実
1:22:47	ベース。
1:22:49	水密Ⅱだとかそのイセスロッシングによってその取水の穴からどこまで出るのかっていうところあるかもしれないんですけども、そこから見て姿勢があるのか。
1:23:01	水密性があるのかっていう点では、
1:23:04	まず、
1:23:05	開口部がないっていうちょっと理由だけで除外できるっていうのは説明として足りないと思うので、
1:23:14	ちょっと説明を、
1:23:16	苦渋してください。
1:23:18	もうちょっとはつきりよ。はい。

1:23:23	開口部がないってということではないと思うのです。もしそうなのであれば構造として、回顧水でできませんなりの説明があると思うので、ここはちょっと丁寧に説明していただきたいんですけどもいかがでしょうか。
1:23:40	はい。荻野高井でございます。はい。承知いたしましたまずですねコガ開口部がないと言いながらもその開口部を閉じているというところを具体的にお示しできてなかったというところで、
1:23:53	詳細をご説明をさせていただきたいと思います。加えてですねその扱いというところ、本当にイデないのかというところという。
1:24:02	含めてですね、そこら辺は整理をもう一度させていただきたいというふうに考えております。
1:24:09	以上でございます。規制庁山口です。越智。
1:24:13	ちなみにぜ。
1:24:14	これまでのヒアリングデータもこちらからお伝えしてることもあるんですけども、これだって別にコウ耐震とかでも構造説明で出てくるようなもの、構造出すようなものじゃないと思うんですけどもそれらを
1:24:32	屋外の溢水元から除外するために構造を説明して、
1:24:37	除外するっていうそういう方針なんですかね。
1:24:44	どこまで保守的にやるかっていうところもあると思うんですけども、
1:24:48	その説明に、
1:24:50	苦勞するのであれば、1 水源としてカウントしてってということで、
1:24:55	もう方針もあると思うんですけども、その辺りも一応検討されて、除外するっていう、構造をしっかりと説明するっていう、原燃としてはそういう整理になってるってことでよろしいですか。
1:25:08	はい。日本原燃の高井でございます。全件、やはりそこおっしゃっていただいた通りですね前回までのヒアリングを踏まえてですね、どこまで保守的にやるのか、
1:25:21	前回のヒアリングでもお示した通りですね、ここ、水源という水量を考慮してもですね、まだ十分に余裕があるんじゃないかというところの上でですね、
1:25:32	この説明に苦慮するのであれば保守的にやればいいんじゃないかというアドバイスをいただき、整理をさせていただきました。そこまた詰めが甘いところでありますが開口部として閉じているところなので、
1:25:44	ここまでは除外をしようかというところの議論をさせていただきましたが、そもそもその開口部が閉じているというところの妥当性というところも、説明というところをしななければならないというところになりますので、

1:25:56	どこまで保守的に評価をしていくかというところまで含めて、全般として整理をさせていただきたいなというふうに考えております。以上でございます。
1:26:08	はい。規制庁山口です開口部だからね閉じているっていう説明じゃ足りないっていうことは認識されたってその説明をしていくか。
1:26:17	入れてしまうかちょっと検討されるっていうことだったので、
1:26:21	よろしくお願いします。
1:26:28	今回話す人もありますので、はい。屋外水源に関して、
1:26:34	現時点で規制庁側から確認したいことがあればお願いします。
1:26:39	規制庁の藤原です。1点は、今の時点で確認しておきたいというか調べといてくださいに近いのかもしれませんが、
1:26:47	今の話でもあった原水ポンプ建屋の貯水槽っていう21番の部分と、あと、表でいうと次の22番の旧バッチャープラントっていう、
1:26:59	ものなんですけど、許可の、SAの水対策のところ、須藤水供給設備のところの水源として自主対策として掲げられてたものかなというふうに、
1:27:13	後に、19ページの図面からは想像しているんですけども、許可の、
1:27:19	SAの水のところでは制限のところでは違う名称で聞いていたので、これと本当に一緒なものなのか、違っているのであれば、線源として足りないとかっていう話にもなるかと思うので確認しておきたいんですけども。
1:27:33	今、何となく井清関係の方があんまりいらっやらないような気もするので、調べといてくださいということで、
1:27:43	水源の
1:27:44	自主対策って詳しく載っているのは、
1:27:48	許可の整理資料の技術的能力分資料を見ていただけたらと思うんですけども、そこでは、
1:27:55	おそらく21番の元水ポンプ建屋の貯水槽と思われるのは、淡水取水設備除水系というふうに示されてました。阿藤。
1:28:05	22番の旧バッチャープラントの所水系というものは、敷地内西側貯水系というふうに書かれてたのが
1:28:14	江藤SEの方の水源としては、自主対策としてそういった名称を使っていたんですけども、これが21番と22万のものに、ちゃんと同じものなのか、違うところはきちんと、
1:28:26	確認して、今後回答いただきたいんですけど大丈夫でしょうか。
1:28:30	宮城西田でございます。まず、事実としては同じものです。
1:28:37	許可のときから、

1:28:40	整理資料含めて名称が統一できてなかった結果だと思います清野時田氏からバッチャープラントもですねばっちゃ旧バッチャープラントという名前を確認はさすがにつらいなというやりとりもあって、
1:28:53	西側のナカノため池じゃないですけど制限みたいな書き方をした記憶もあるので、同じものは同じものですけどそういった違いがどちらの名称で出てきてしまうっていうところは
1:29:04	全体見て、いろんな名称を使ってるならそれぞれがちゃんと紐付けできるように整理をさせていただきます。
1:29:14	規制庁の藤原です。はい。許可の時と、とか条文違いで、違っている場合は紐づくようにしていただければと思いますのでよろしくお願いします。私から以上です。
1:29:25	コサクです。紐づく
1:29:28	食うのわあ、当然なんですけど、そもそも何で違う名称ってやり通そうとするのかが理解できないんですけど。
1:29:39	今の石原さんの説明だと許可の時にこの名称じゃなくしようねと言ったのにもかかわらず、先祖返りをしてるっていうことのようにですし、
1:29:48	何なんですかね。
1:29:51	日本イシダでございますまずは許可の時点でも、椅子やってとか他で同じようなものを使うチームとSLチームで、
1:30:04	情報共有がうまくできてなくて統一的な名称の使い方ができてなかったと。
1:30:09	いうことかなと思います。なのでそういった意味でおっしゃっていただいて今回施行にという一つの資料の中で使う名称と、
1:30:20	いうのは、合わせていくと合わせにいくということかだと思います。そういったことを整理していく必要があると思いますんでちょっと全体見てハンドリングしていきたいと思います。
1:30:31	断水取水ものですね取水場所の設備の名称の系統の中に入っているんですけど申請対象という外の淡水を取ってくるような取水場所だったので、そこも含めて2、
1:30:46	系統名称とか設備名称の統一がうまくできてなかった。
1:30:50	思いますこれに対して取水場所のところは、落雷も同じような井清と同じような名称を使いながらも多分溢水だけが違うとかです。
1:31:01	そんなバラバラかになっているので、そういったことはやはり是正していく必要があるというふうに思ってます。
1:31:07	はい。補足ですよろしくお願いします。言われたように設工認対象機器じゃないものわあ、若干その意識が弱まっているということだったんだと思うんですけど。

1:31:18	一方で、今後DD押す、整備していくという中には、こういった自主の対応とかも含まれるんだと思うので、しっかりと統一を図っていただければと思いますけど、私の認識は合ってます。
1:31:32	はい。はい、新沼でございます。はい。おっしゃっていただいている通りだと思います。
1:31:37	財政的な全体の日本原燃としての設計図書がDBですね、作り込むっていう認識からしても、やはり自主対策と、SAとかDBとかの関係とかですね、
1:31:50	そういったことも整理して関係性を持ってアノか、管理していかなきゃいけないので、そういう意味で名称の統一だったり管理の仕方っていうのはちゃんとしていく必要があると思ってます。はい。
1:32:03	はい、古作です。よろしくお願いします。
1:32:08	じゃ、
1:32:09	施設ヤマグチ他屋外のその溢水に関して規制庁側からございますでしょうか。
1:32:15	規制庁甲斐です。ちょっと23ページ目の先ほどの21番、軽微な確認なんですけど、これってSAの自主対策ということで下がもう完成。
1:32:25	形なんですけどこの状態が、荒地の下に、地下貯水槽があって、もうすでにそこに1万立米ぐらいの水が入ってるってそういう状況なんですか。
1:32:37	はい。日本原燃瀬谷でございます完成形というかもともとあるものを活用しようと思ってあまり確かいじってない、いいかったと思います。これが完成形だと認識をしています。
1:32:48	はい。はい、規制庁笠野。
1:32:51	前から建屋って聞いてたので何かここに建物建ててその下に、
1:32:55	貯水槽を作るのかと思ってたんですが、そうそういうことでしたら、開口部は今後説明するということでしたが本当に、
1:33:04	ここ開口部ないんですか、荒れ地に見えます。
1:33:09	はい。地下、地下化というか完全に上が追われてる状態になってます。そういう意味では、先ほど、
1:33:19	これは、藤原さんから言われたキューバとプラントのところは、これ開校でもともと
1:33:27	何でしょう。
1:33:28	魚の養殖みたいなのに、アマヤてる状態ですけどこちらはどちらかと言えば、完全にふさがれた状態ということでございますはい。
1:33:36	はい。正当化です。机使うときはまた別のところで使うっていう。そうですね、取水場所がどっか別にあったと記憶をしています
1:33:48	はい。はい、わかりましたとりあえず。はい。以上です。

1:33:53	古作です。別の場所であろうとも、それが開口部があり、そちらに流れていくのであれば、
1:34:03	水源になりうるということだと思うので、いずれにしても状態を適切に説明してください。
1:34:10	はい。乳井ヨシダでございますはい。使うときの状態って言って等も含めて整理をして、外構があるかないかということん整理ということが必要だと認識しておりますはい。
1:34:26	施設山内です。お願いします。
1:34:28	他、屋外、いす意見に溢水に関してよろしいでしょうか。
1:34:32	規制庁の荒井ですけど、全体的に、
1:34:37	なこととして、
1:34:39	よくタカヤさんが保守的っていう言葉を使ってますけども、
1:34:44	あんまりこの屋外の水源の除外にする理由として、あんまり保守的っていう言葉では、
1:34:51	ないような気がしてて、
1:34:53	不確かさがある中で、不確かさが一番低いか高いか。
1:34:58	安全よりか非安全側かっていうところで、保守的って、
1:35:02	そういった不確かさの幅を包絡するような条件であれば保守的っていう表現がいいのかなと思うんですけど、全然根拠とかが示されていない中で保守的って言われても、非常に
1:35:14	こちらとしてはずっと納得しがたい部分がありますので、
1:35:18	ちゃんと理由だって除外するんであれば技術的根拠をちゃんと明らかにして、説明していただきたいと思っています。あと開口部、
1:35:30	については、一時的にこういうところを使うっていう意味だと、タンクローリーと何か違うんですかっていうところもそもそもあるので、逆にこれを一時的に使うもの。
1:35:42	にしても、除くっていうんであればタンクローリーと何で差が出てくるんですかっていう話にも繋がってくるので、ちょっと全体的な水源の仕分けの仕方とかを見てですね成功するような形で整理していただきたいと思っ てます。
1:35:56	なるべく山口が言った通り説明できないんであればちゃんと含めるんじゃないんですかっていう結論に、
1:36:03	なるかもしれないですけども、今後別のところでも説明する可能性があると思いますが、今回の評価対象外とかそういう意味だとですね、溢水以外にも、
1:36:13	ちょっとそういうところも気をつけて説明いただきたいと思っています。以上です。

1:36:20	はい。稲毛の高屋でございます。はい。ありがとう。ありがとうございます。まさに保守的っていうところで溢水量の評価をどうやって入れるかというところの説明もなしにですね。
1:36:29	保守的に説明する、保守的だということの言い方っていうところはおかしいというところはおっしゃる通りかなというふうに考えております。
1:36:39	改めてですね。はい。屋外タンク等というところで今、除外と言ったものを入れるか、対象として入れるか入れないかっていうところ、全体の整理というところもまさにSAの仕様のところ、一時的な仕様と、
1:36:54	いうところも含めてですね、確認をして、整理をさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。
1:37:02	コサクです念のためですが、我々が言ったからこうするとかっていうことではなくて、ちゃんと原燃としてどういう。
1:37:10	評価の仕方をするのか。
1:37:13	その考えをしっかりと整理をしそれに則った対応をとってください。
1:37:19	よろしくお願いします。
1:37:24	はい、承知いたしました。
1:37:28	規制庁山内ですとそれでは等々通じて、29 ページから別紙 1-3 でプールの、
1:37:35	スロッシング評価。
1:37:37	に関してですね。
1:37:39	ここは
1:37:41	今回まず止水版と、
1:37:44	低減設備として設置する。
1:37:47	蓋といったの設置範囲の考え方から、
1:37:50	それぞれスロッシングの条件ということを示していただいて、
1:37:57	方針としては概ね理解しまして 1.0S、新宮の評価に、
1:38:03	において 1.0Ssも 1.2Ssもともに同じ所。
1:38:09	地震動以外同じ条件で振ったと。
1:38:13	田尾とともに、
1:38:14	モデル化して評価しますと。
1:38:17	で、
1:38:18	あと、SAの初期水位の評価においては、許可制後も、
1:38:26	踏まえて、
1:38:27	スターの方は、
1:38:30	モデル化しませんっていうことで、そういう方針だっていうことはあったんですけど、

1:38:35	感想なんですけど、ここ全体的に、かなりこのプールの、この本文章が読みづらくて、その差、
1:38:43	まず、以前、多分お伝えしたんですけども、
1:38:47	ちゃんとDBとSAっていうのはちゃんと書き分け。
1:38:50	考え方を明確にして欲しいんですけども、3点。
1:38:55	1、
1:38:58	3.13. 2まではディー・ディー・エスの基本設計方針を踏まえた設計項目の対応っていうのを明確に、ナンバーに対応するこういうことを説明しますということで書かれてるんですけども、
1:39:10	SAの方になると、急に章構成が乱れて、
1:39:14	もうまずSAの要求事項っていうのは整理中だとは思うんですけどもDBでのっていうとどこに対応するものなのかっていうところは、
1:39:23	入れた上で説明に入っていただけると、どの説明かっていうのがわかりやすいので、
1:39:29	その辺り全体、
1:39:32	文章的なところで整理して行って、お願いします。
1:39:35	で、
1:39:37	ミナミその関係でいうと、33ページから、
1:39:42	イトウS営農有効性評価時の初期性の評価条件というところで、ここ(1)から始まるんですけども、ここの(1)ってどの項目の(1)番。
1:40:00	はい。日本原燃の高谷でございます。失礼しました。括弧2が最初でございます。
1:40:07	うん。
1:40:08	規制庁山口です。
1:40:11	これは、
1:40:16	(1)はスロッシングでDBでは1.0Ssでやることで、括弧2で、有効性評価SA独自であるところっていうことで、
1:40:28	はい。
1:40:32	目標に関しては条件示し今はアノ会評価解析中なんですっていうことで、
1:40:40	もうその方針で、
1:40:42	整理いただければと思いますが、
1:40:46	そこで言うとそのSAの方は、一応、変更点として、
1:40:52	許可の添付レベル。
1:40:57	Dはもともと、
1:41:04	頭と速度ポテンシャル理論っていうところの精神、評価しますというところを、今回は設工認でより精緻な、
1:41:11	評価っていうことで、

1:41:15	3次元流動解析にしますっていう、そこを示されてたんですけどD、Dでの整理資料レベルですけど変更点として、
1:41:25	もともとふたは入れずに評価してっていう話してたのが今回入れますっていうところちょっとそこのDB側の方の説明が、
1:41:35	3、
1:41:36	丁寧にされてない印象なんですけども、
1:41:40	ここはあの説明にしっかり入れていただければと思うのでお願いします。
1:41:49	に関して、
1:41:51	これに関しては、は、規制庁側から、
1:41:55	この方針で確認等ありますでしょうか。
1:42:04	規制庁かですじゃちょっとだけ、29ページ目で、設計方針 3.2-(1)-b 設計方針として自炊版と止水部だが、
1:42:14	それぞれどういうふうに配置するかというのを書いてるんですがここ、以前から聞いている通り、どういうところに止水版を配置してどういうところに水ぶたを配置するのかっていうその、
1:42:25	使い分けをずっと聞いてて、なかなかその回答がえられてないんですが、今回も同じことが書いてあって、どういったところが使い分けられるのかっていうところを、
1:42:35	まず説明していただけますか。
1:42:45	日本原燃フジベです。
1:42:48	基本的な考え方としてはこの29ページに書いているところの通りで、まず、その干渉しない、点検とかで干渉しないところ、
1:42:59	それぞれその板蓋構造が違いますので、それぞれで、その置けるところを検討して、結果この配置になったというところで、
1:43:10	被水ウタ蓋、どちらが優位に設置するとかそういうところではなく設置できる場所にそれぞれを設置したということになってます。
1:43:20	はい。はい。
1:43:21	です。そうすると、なかなか設工認として見つらいところがあって基本的に、
1:43:30	今の配置だと、まず、
1:43:33	板を張れるところに貼って、仕方なく負担にしたところじゃないんですか プールの
1:43:43	出っ張ったなんかそう見えるんですがそうでもないっていうことです。
1:44:03	35ページのところにいたと蓋のところありますけれども、
1:44:09	坂野さんの図の方の、でいくと、
1:44:13	そうですね、行った。

1:44:16	イトウの方になりますけど、
1:44:20	そうですね。
1:44:27	お待ちください。
1:44:33	日本原燃の高谷でございます。大岡さんがおっしゃっていただいた通り蓋がああ板がつけられないところに蓋をつけてるかっていうと、具体的に板がないところにすべて差をつけてるわけではないというのが事実としてあります。
1:44:49	一方ですすねスロッシング評価を行うにあたっては、その板がないところに蓋をつけることによって効果があるというところでアノれ、
1:44:58	連携してですすねスロッシング量をできるだけ低減するという方針をもとに設置位置を考えているという次第でございます。以上でございます。
1:45:07	はい、光岡です。
1:45:10	全部板で済めばそれで済む話だったけど、蓋をつけたってそういうわけじゃないんですか
1:45:17	板をつけると干渉するからふたつけたとかそういうことではないんですか今の。
1:45:23	35 ページの説明なんか、
1:45:29	まずベースとして、
1:45:32	固定コストでしっかり防護できるっていう止水版を付けて、
1:45:39	もちろん蓋なんかつけたら大変。
1:45:41	なので、
1:45:42	まずはステファンで、タダシバンつくれないところ勸奨とかがあってつくれないところもあるのでそこは蓋。
1:45:49	次の方につけましたと。そう。
1:45:52	見えるんですがそうではないということですかね。
1:45:59	あれば、
1:46:00	保坂です。
1:46:03	日本、あ、ごめんなさいね。わかりました。
1:46:06	設定。
1:46:09	設計思想をちゃんと説明しましょう。
1:46:12	つけられるところにつけました。じゃあ全部つけりゃいいじゃんっていうふう、
1:46:18	蓋はなんでこの部分はつけられるけど他はつけられないんですか。
1:46:29	うん。
1:46:31	まずまずの考え方でいきますと、日本原燃フジベです。島津は止水板を設置をしようというところで考えております。

1:46:43	その止水板がつけられないところに関しては、やっぱり板なので高さがありますので、点検とかでの干渉というのは結構あります。
1:46:53	そこに関して、ふたがつかれないかっていうところを、その次に、提案と考えて、それで蓋がつけるところに今はつけているということになって、
1:47:03	おります。まだちょっと
1:47:06	受け方の考え方の流れでいくとそういう形で、検討したということになっております。
1:47:12	古作です。まず流れとしてはっていうのは、先ほど大岡が言った通りだったということでそういう質問したときになぜそう回答しないんだと。
1:47:22	いうことは
1:47:25	発言に信頼性を受けない。
1:47:28	流れになっちゃってるのでしっかりと、
1:47:31	整理をして発言するようにと。
1:47:33	ということです。で、今のだけだと、結局ふたどれぐらいつけるってことなんですかっていうことにはタイトになってなくて、
1:47:42	この場所につけたいなあっていうのはわかりますけど、
1:47:46	どれだけつけるってことで設計したのかという説明にはなっていないんですけどそのあたりはどう検討しましたか。
1:47:54	日本県のフジベです。
1:47:57	まずすいません笹木です。
1:47:59	冒頭で最初にちゃんとその考え方を説明できなくとも、申し訳ございませんでした。ちょっと混乱してしまいました。で、つけるところに関してはもう可能な限り水量を低減するというところでの考え方になりますので、
1:48:13	すいませんコサクです。だったら全面つけりゃいいじゃないかっていう話になっちゃうじゃないですか。そういう説明やめましょうよということなんです。
1:48:24	日本原燃フジベです。全面、
1:48:27	つけようとしたんですけどもそれでもつけられないところはつけられないという
1:48:32	0アノpossibleで、可能な限り水を低減するということとでいったここ以外につけられない理由を全部述べてください。以上。
1:48:46	今じゃなくていいですよ。しっかりと書面で出してください。
1:48:52	日本原燃高谷でございます。
1:48:55	先ほど言った止水ウタと、仏たのがこなぜここにつけてるかというところの設計法指導というところで、つかね付けられないところ、ここにつけるってところの思想という設計の考え方ってところ。
1:49:10	はい。詳細を記載させていただきたいと思います。

1:49:19	規制庁ヤマグチです。
1:49:22	その干渉、
1:49:24	するところはここですみたいな図の 35 ページに示されてはいるんですけども、結局それは、大川さん、岡の方からは、話まず冒頭で土肥があった。
1:49:35	担当。
1:49:36	板野使い分けてその点でのまず設計思想もないので、も含めてちゃんと資料に入れて説明をお願いします。
1:49:47	が、
1:49:49	とプールのところまで、規制庁側から確認ございますでしょうか。
1:49:56	規制庁山口です。ちょっとこういう状態でヒアリングを続けつつもとりあえず、
1:50:03	個別の論点的なところ足踏み状態もあれなので、確認をしてしましたが以降設計項目の整理っていうところで、
1:50:17	になってるところは、伝えておきます。
1:50:20	まずその溢水の設計項目の整理でどこ、
1:50:26	と言われると、
1:50:28	ですけどもまず、1 制限で、
1:50:31	先ほど薬品も入れますよっていうことで話少ししたんですけども、もし水源に薬品が含まれる場合は対策設備においてその設計上の考慮っていうのが腐食性とかが、
1:50:45	プラスで追加になる必要があるんですけど、以前聞いた話だと、溢水と薬品の漏えい箇所は重ならないからとか等対策設備で記入するものはありませんっていう説明もあったと思うんですけども、
1:50:58	そういった説明ってちゃんと今後具体説明される展開ってされてますでしょうか。
1:51:09	はい。日本原燃高井でございます。社内でもはい。そこは相談をさせていただいて屋内屋外のですね、薬品タンクローリーというところの扱いというところを、
1:51:20	はい整理して 1 水源としても
1:51:23	水源化学薬品としての整理っていうのはさしていただきたいと思えます。
1:51:29	藤イセ津山オオキ区内のタンクローリーはまずちょっと方針から、整理してもらってと屋内の方なんですけども、
1:51:38	その重ならないとか、兼用しないっていうところを、今回の設計項目の整理でどういうところからこう展開されて共通 12 なり補足説明資料なり、

1:51:51	こう展開されてる。
1:51:53	されようとしてるのかってのはちょっと場所は見えないんですけども、
1:51:58	そのあたりいかがですか。
1:52:11	規制庁ヤマグチです
1:52:14	今後説明。
1:52:16	すべき項目としてちゃんと明確に認識できるように
1:52:20	資料に入れるなり整理いただければと思いますのでお願いします。
1:52:27	あ、規制庁コサクですけど原燃聞こえてますか。
1:52:32	はい、宮武でございます。はい。申し訳ございません。はい。衛藤。やはり、
1:52:37	少し質問事項というか
1:52:42	をこれからやっていく等ちょっと、はい。社会で今、お話をさせていただいておりました。屋外の化学薬品というところと屋内への影響というところ。
1:52:55	それが笠野らないってところの整理というところで認識をしています。少しちょっと文言が私今発言がおかしなところもありますが、まだ、
1:53:07	メモを踏まえて、ちょっと整理をさせていただければなというふうに考えております。
1:53:13	成長ヤマグチです。オクな
1:53:17	の、
1:53:18	まず、国内で発生する溢水に関して、
1:53:30	なんですかね。
1:53:33	屋内の溢水で、もしその水の中に薬品っていうのも、
1:53:41	入っていれば、
1:53:43	それでもし流入防止とかに、そのイセに対して流入防止として設置する溢水対策設備ニワアノ。
1:53:50	薬品の影響も考慮して耐腐食性なりがその設計項目として入るのか、っていうところの検討が必要になってしまうのでそもそも、漏えい元戸谷。
1:54:02	溢水の同位元素薬品の漏えい箇所のか、位置関係とかそういったところで重なりませんよっていう説明を今後していくのであればそういったのはちゃんとあの図で、今後説明が必要なので、
1:54:16	そういった説明の流れっていうのを認識した上で、今回のその設計項目の整理のところでも、その流れがわかるようにどこで示していくのかっていうのがわかるように入れて、
1:54:26	くださいっていうことなので、
1:54:28	屋内についてはよろしくお願いします。

1:54:32	日本原燃高井でございます。ありがとうございます理解いたしました。承知いたしました。
1:54:39	あコサクです。ごめんなさい。話戻しちゃって申し訳ないんですけど。
1:54:43	スロッシングの評価
1:54:46	有効性評価の条件の担保っていうところだけ条件を変えますと、
1:54:52	ということなんですけど。
1:54:54	それ何でですか。
1:55:09	燃料管理課フジベですけれども、今おっしゃられたような形の話ですよ ね。
1:55:15	同じこの
1:55:18	溢水量の評価っていう観点で、SAとデービー等これは合わせたということ でした
1:55:27	変えたというかDBとSAを溢水量評価という観点で合わせたという考え で、こう考えました。以上です。
1:55:36	ごめんなさい。
1:55:39	ふたですよねって言われて、理解されてるのかと思ったら回答合わせま したって言われちゃって、
1:55:46	合わせてないっていうことをさっき説明されたんじゃないかなかったですっ け。
1:55:51	日本原燃の高井でございます。はい。おっしゃる通り 42 条イワマDBと 36 条については、ウタを考慮して 42 条に委託金については、
1:56:01	止水板ノース詳細からは、外しているんです。
1:56:05	いたちよイシタを考慮しないというところで整理しています。ここについま しては事業許可での前提条件に合わせて、ファクターを考慮しないとい うところで整理したものでございます。
1:56:18	いや、コサクです。だから、何でそれわあ、そうしなきゃいけないんです かっていうことなんですけど。
1:56:26	この 33 ページに書いてあるのは、
1:56:29	何か、
1:56:30	説明になってなくてですね。
1:56:32	実態に即してやりますって言うてるように見えて、アフター考慮するんじ ゃないのみたいな説明なんですよ。
1:56:43	許可の時にはまだ設計が固まっていなかったからこういう条件でしたけど 今設計固まったんで入れますって。
1:56:51	いう説明にしか私には見えないんですけど、結果が違ってるのは何で ですか。
1:57:12	少々お待ちください。

1:57:14	日本原燃の高井でございます。今ここ記載してる内容としては許可からですね設計が決まっていなかったのが負担を考慮していなかったというところを、
1:57:26	整理資料の方でも記載をさしており、許可の流れっていうところを踏襲して、今は
1:57:37	ふたを考慮していない、ぜ。
1:57:40	そうですね、現状に合わせると言いつつもこの42条の対に関する条件の評価については、
1:57:49	ウタを考慮しないというところの整理に至ったというのが今の、ごめんなさい。だから、結論来、説明するのは意味なくて、何でっていうことを回答してくださいってことを先ほども申し上げたんですけど。
1:58:05	どこだ。
1:58:07	危険かな。B歩Ⅱの2行目にかぎ括弧が書いてあってですね。
1:58:13	これが許可での約束事項です。だからこれを守るのであれば、解析方法なりなんなりは、
1:58:22	変更してもいいんですと。
1:58:24	言われているのに何で蓋だけは変更しちゃ駄目なんですか。
1:58:39	ここら辺が、新井が言ったように、統一感のない対応をとるっていて、説明がつかない。
1:58:46	いうことのような気もするので、もう少し、
1:58:49	なんでっていうところを整理をして説明してください。
1:58:55	はい。植野タカヤでございます。はい、承知いたしました。報告。
1:59:02	アベコサクです。ついでに先ほどの干渉の話ですけど、ここは干渉するんですけどっていう図にはなっているんだとは思いますが。
1:59:13	私、こういう干渉D設置できないとは思えないので、
1:59:17	何で設置できないかをもっとちゃんと深掘りをして説明をしてください。
1:59:24	日本原燃藤生です。承知いたしました。
1:59:31	規制庁山口です。
1:59:35	こそですねのためにますけど、蓋を設置して欲しいという思いではないですけどもね。
1:59:42	そこも含めて、原燃の考え方っていうのをしっかり整理をしてくれということなんです。
1:59:48	はい。値上げのタカヤでございます。はい。不利益不設置できない理由というのをきちんと、はい、説明をするというところで承知いたしました。
1:59:58	規制庁山口です。
2:00:01	あと、もうちょっと時間も非礼なってしまってるので、薬品の設計項目の整理っていうところで沖くんに一点ほどお伝えしておきたいのがまず、

2:00:11	線との違いで出てくるので有毒ガスの防護に関する設計ってことで、
2:00:18	その外部事象その他や
2:00:21	制御室緊対に飛ばしたりっていうところが入ってくる場所だとは思いますが、具体。
2:00:27	的に何をどこまでや薬品がやって何を、その別の条文に飛ばしてるのかってところが不明確で、
2:00:36	それとかがちゃんと許可で話したことを踏まえて整理されてるのかってところが気になってますんで、例えば 10、
2:00:45	75 ページで、No.5 番の沖本設計方針ですと、
2:00:51	ここで第 2 章の制御室と、
2:00:54	緊対に、
2:00:55	飛ばされてるんですけども、
2:00:58	五味。
2:00:58	直接展開されてるんですけど展開先ってこの二つだけなのかとか SA の技術的能力。
2:01:07	手順とかそういった関係とかは、
2:01:10	どう整理されてるのかって、
2:01:13	その辺り許可のお話とかは確認されてますかね。
2:01:24	はい。植野高屋でございます。まず SA に関しましてはここに記載できていないので、ここは先行記載というところは合わせていく、
2:01:35	法令と展開というところを踏まえてやっていくというところは、答えでございます。許可の整理というところについても、これまでの第整理というところを踏まえて、
2:01:47	飛ばし飛ばしている、あとは基本設計方針に基づいてその整理というところをやっておりますが、改めてそこ廃アノ確認をさせていただければなというふうに思います。
2:02:00	成長ヤマグチですやって残れってということで家経過なり具体どこまで何を示すのかっていうのが見えないのでそこをちょっと
2:02:10	明らかにどこかでちょっと説明を具体化して欲しいなと思ってるので、
2:02:15	お願いします。
2:02:17	例えばその No.11 だとう No.11 の基本設計方針に、通信連絡設備とかも出てくるんですけど、これは別に役員側から直接、
2:02:28	展開されてはいないんですけどそういうのも多分許可の整理とかがあると思うので、一色有毒ガスに関する設計、やっぱり飛ばす。
2:02:38	関連する条文も多くなってくるので、
2:02:41	具体明確化して説明入れていただきたいのでお願いします。

2:02:49	はい、山根タケヤです承知いたしました。
2:02:53	コサクですけど、有毒が数の担当者ってちゃんと入ってます。
2:02:58	許可をやった人っていう、
2:03:07	はい、宮野高屋でございます。
2:03:10	実際に許可でやった方と、連携をして別の方がやっているという状況ですの、もう少し関与っていうところ、私も含めてちょっと、
2:03:22	理解を進めたいと思いますはい。
2:03:24	はい。コサクです。有毒ガスの時には、新基準わからずに、有毒ガスの人がやっちゃって、新基準を勉強してくださいっていう話をしたのですよ。
2:03:35	今度骨折今に来たら有毒ガスのことを知らない人が新基準をやってるみたいになってて、もう何が何だかっていう感じのように見えるので、しっかりとコミュニケーションとって、
2:03:47	それぞれがしっかりとその責任感を持った対応をお願いします。
2:03:55	はい、承知いたしました。
2:03:57	ミウラニシダでございます。そういう意味でいくと、どっちも絡んでいなかなか立場が苦しいんですけどはい。有毒ガスの人間も体感に残ってる人間もいますんで含めて体制組んでやっていきますはい。
2:04:12	谷津ヤマグチです。お願いします。
2:04:15	わっと。
2:04:18	1G88 ページで、
2:04:22	もう何、ナンバー34 で没液の評価なんですけども、評価の二つ目上から二つ目のポツでアクセス数分に対する、
2:04:32	液位によりアクセス性が損なわれない評価っていうところを入れられてるんですけどこのアクセス通路部に対する評価が、それ以降の次の項目の裨益等、そのさらに次のう。
2:04:44	等腐食性ガスでしたっけ、の影響評価においては、アクセス通路部の評価っていうのは特に登場しないんですけども、利益や腐食性出す人、
2:04:54	手のアクセス性が損なわれないことの評価って不要なん。
2:04:58	でしょうか一応、
2:05:00	溢水が移動でも、被水と蒸気影響とか、溢水の方で被水蒸気影響に対してもアクセス面分の考慮っていうのは評価の項目として挙がってたんですけど、
2:05:13	ここは、
2:05:16	どういうちょっと原燃側の整理を、
2:05:18	教えてください。
2:05:31	はい。

2:05:32	日本原燃の高でございます。
2:05:36	この手数料分の評価についてはボツ駅だけではなくてぜひ裨益というところと
2:05:44	植生ガスというところについても考慮が必要になります。現時点では
2:05:50	そうですねアクセス通路部というところの化学薬品防護区画というところがないためにちょっと抜けてしまっているというところが高い。現状ですので、これを追加させていただきたいと思います。
2:06:05	規制庁山口です。
2:06:07	抜けていたっていうことであれば入れてくださいお願いします。
2:06:12	以前少しお伝えしたかもしれないんですけども、このアクセス通路部のアクセスに関してはミスイ側のからの水と違って、役員がどれだけ漏えいすればいいんですけども
2:06:25	1名、
2:06:27	人に影響がある薬品の中をバシャバシャ何センチ歩けますよっていう整理でいい説明になるのか、ちょっとそのイシイとの違いでの説明がプラスになるかもってところは、
2:06:39	認識した上で整理いただければと思います。
2:06:44	はい。
2:06:48	最後1点も行った。
2:06:50	91ページで、
2:06:54	屋外で発生する薬品の評価ってところで、屋内機器配管の項目で、ちょっと米印で、8条、その他外部事象の
2:07:04	からの展開で、
2:07:05	外部事象防護対象設備に対する薬品漏えいに対する安全機能への影響評価の設計を示すって言われるんですけども、
2:07:13	ここで、その屋内機器にはい、屋内機器配管に対する、この説明っていう具体的に、
2:07:20	何を示すのかって、もう少し具体。
2:07:24	説明できますでしょうか。
2:07:45	日本原燃の堀内でございます。今おっしゃっていただきました外部事象その他のところの外部事象防護対象施設設備ですねこちらについてはですね屋外屋内ともに設備があると。
2:07:59	いうふうな整理になっているはずですので、それに対して屋外で生じた関係企業が屋内の設備に対して影響を与えないと、いうことを、91ページの37番、

2:08:11	受け取るという形を記載させていただいております。続きまして、引き続きですねそのあと 92 ページですかね、の 38 番の方には屋外にある高藤情報対象設備、
2:08:25	こちらに対して、化学薬品の影響がないことを受け取るというのを 38 番の項目で記載していると、というような状況でございます。以上です。
2:08:34	はい。
2:08:35	規制庁山口です。今下であれば評価のところ、溢水防護対象設備だけじゃなくて、屋内に、
2:08:46	設置されている外部事象防護対象設備に対して、
2:08:51	屋外で発生する 1000 薬品に対する影響を、
2:08:55	評価するね結局、説明としては薬品でやることと一緒に、区画内、建屋内にその薬品が赤く内に流入しないっていうことを説明されるってというのは同じ方針ということで、
2:09:09	認識しましたがそれでよろしいでしょうか。
2:09:15	はい。日本原燃堀内です。購入資金を通りでございます。以上です。
2:09:19	はい。
2:09:22	します。わかりました。
2:09:28	石津ヤマグチです他と規制庁側から全体を通してでも確認ございますでしょうか。
2:09:41	よろしければイトウ原燃側から振り返りをお願いします。
2:10:01	はい。日本原燃の田井でございます。ちょっと全体の振り返りをさせていただきます。
2:10:07	本日、設計項目の整理というところで別紙も含めてご説明をさせていただきました。その中でですね、SAを追従していくというところをどう整理していくかというところについては、
2:10:19	全体進め方も含めてですねお示しさせていただきたいなというふうに思っております。
2:10:25	ですね全般的なコメントといたしましてですね、本日説明した別紙 1 から A31-1 から 1-3 というところ、ステイタスとしましてですね今どういう検討、
2:10:39	下、検討結果なのか、検討方針が決まったところなのか、それも含めて整理中なのかというところ、曖昧な形で生ご説明をさしてしまったというところがございますので、
2:10:52	そこも含めてですねどこまでできて、どこまでがお示しできるのかというところをきちんと整理をさせていただきたいなというふうに思います。
2:11:02	加えてですね、その検討の結果というところにつきましては、全体の考え方というところが全般論として、御示できていないと。

2:11:13	いうところを認識しておりますので、そのところについてはきちんと整理をさせていただいて、考え方っていうところを示すというところ、もう一度念頭に置いてご説明したいと思います。
2:11:26	その中でですね別紙の 1-1 というところで対象設備の見直しの考え方につきましてはですね、東亜波及的に影響するところの範囲というところの位置付け機能というところについても、
2:11:42	きちんと整理説明をしなければ、それが対象として選定すべきというところが御説明できていませんので、きちんとその波及的なそのラインというところ、
2:11:54	具体例でいくとミュキラインというところの御説明というところもきちんとさせていただきたいと思います。またですね除外の理由というところについてはですね、そこについても具体的な構造というところの説明が不足してる中で、
2:12:09	これが検討結果なのか検討方針なのかということも含めてですね、除外するというところの構造についてはきちんとご説明をするというところをさせていただきたいと思います。
2:12:22	別紙 2、1-2 に関しましてはですね、タンクローリーの扱いというところについても水源として、整理するというところでまずは母集団としてどうなのかというところでその上で扱い、発電炉との扱いというところ。
2:12:37	頻度整理をしてですね確認をしていきたいと思います。その際にはですね遊具、有毒ガスのとの整合というところについても、きちんと見ていきたいと思います。
2:12:48	あとですね今回水源として整理したリストにおいてですね、衛藤路加例えば、ナンバー6 のロッカー、水素貯槽というところについて、
2:12:59	そこにですね 8 日位紹介を水素があるというその中で除外をするというところの考え方とか、少し不明確な点がございました。それに加えてですね
2:13:13	事業許可で整理した名称と、今回記載している名称というところに差異があったということもございますので、そこについてはきちんとですね
2:13:25	許可の時に整理をした名称というところで統一するとともにですね、きちんと設備が同じであるというところの考え方というのは成立したいというふうに思います。
2:13:36	衛藤、あとですね考え方を説明する際にですね私評価の方では保守性というところも踏まえてという言葉が発しておりますが、まだですね溢水量としてどう設定するのかということもお示しできてない中で、

2:13:52	水源としてどれを選定するかというところの考え方については保守性というところはあまり使わないようにというところでアドバイスをいただいたと認識しております。
2:14:02	というところを含めてですねこす、事実関係過去の整理というところが十分入り
2:14:11	行き渡っていなかったというところは反省としてですね、しっかりと整理をさせていただきたいなというふうに考えております。
2:14:18	別紙 1-3 につきましてはですね、衛藤SEの部署のSEの構成というところが綺麗にですね、できていなかったというところもごさいます。
2:14:29	そのところにつきましてはですね 36 条 42 条の整理というところをきちんとどうしてるかというところが見直しをさせていただきたいなと。
2:14:39	思います。加えてですね 42 条で負担を考慮しない理由っていうところについてもですね、許可がそう、そう書いてあったからというところできちんと考え方の説明ができていないというふうに認識しておりますので、
2:14:53	そこの考え方というところをお示しさせていただきたいなというふうに思っております。
2:14:59	衛藤最後ですが添付資料 1 と 2 というところですがただ、添付 2、資料の 2 というところで、薬品の 1 水源として見るというところで対策設備に対する耐薬品性というところの、
2:15:13	考慮というところも整理をさせていただくというところ、あとはですね有毒ガスについてはですねきちんと許可での議論というところを踏まえてですね、
2:15:23	この設工認できちんと外せ、整理を入れるというところをさせていただく。
2:15:29	あとはですねご提起評価とかいうところでアクセス通路部に設定があるものの裨益腐食性というかそういうところで、他の評価にも必要、必要などところについては追加をする。
2:15:41	あと最後ですね 8 条の外部支障その他、屋内の機器というところの影響というところについては、その設備影響というところについても改めてそこに記載を整理をして記載させていただきたいというふうに思っております。
2:15:57	全体を通じて振り返り以上でございます。
2:16:02	規制庁山口です。振り返り聞いててこちらが確認したこと、
2:16:09	箇所って、
2:16:10	ポイント的なところは、
2:16:12	取り上げられてるとは思うんですけども結局今回、
2:16:16	説明が不十分だったところも別に今回初めて、

2:16:19	質問してる内容はほとんどなくて以前から言ってることではあるので、全体的に説明ロジックっていうのが不十分で、
2:16:31	ちゃんとなぜっていうところも考えて、
2:16:35	整理して説明をお願いします。
2:16:39	一足に最初設備の選定に関してはもう、
2:16:43	私の2月ぐらいから言ってる、
2:16:46	まだ、
2:16:48	考え方も説明しきれないっていうところはちょっと、
2:16:53	あまり
2:16:54	心配になるので、担当者体制とかも何も強化するとかも含めてちょっと検討いただけたらと思いますので、実用炉の方の協力も行ってしっかり対応をお願いします。
2:17:08	全体を通して、国家規制庁側から、
2:17:12	よろしいでしょうか。
2:17:16	衣川もよろしいでしょうか。
2:17:20	はい、はい大丈夫です。
2:17:23	今後のスケジュール明日の進め方で確認できればと思うのでよろしくお願いします。
2:17:29	それではこれで本日のヒアリングを終了しますので録音停止します。